新規上場申請のための有価証券報告書

(I の部)

株式会社FPパートナー

【表紙】

【提出書類】 新規上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)

【提出先】 株式会社東京証券取引所

代表取締役社長 山道 裕己 殿

【提出日】 2022年8月18日

【会社名】 株式会社FPパートナー

【英訳名】 FP Partner Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 黒木 勉

【本店の所在の場所】 東京都文京区後楽一丁目5番3号

【電話番号】 03-6801-5430 (代表)

【最寄りの連絡場所】 東京都文京区後楽一丁目5番3号

【電話番号】 03-6801-5430 (代表)

第一部		【企業情報】
第1		【企業の概況】
	1	【主要な経営指標等の推移】
	2	【沿革】
	3	【事業の内容】
	4	【関係会社の状況】10
	5	【従業員の状況】10
第2		【事業の状況】
	1	【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】11
	2	【事業等のリスク】
	3	【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】25
	4	【経営上の重要な契約等】34
	5	【研究開発活動】35
第3		【設備の状況】36
	1	First III. In No. 14.
	2	【主要な設備の状況】36
	3	【設備の新設、除却等の計画】37
第4		【提出会社の状況】38
	1	【株式等の状況】38
	2	【自己株式の取得等の状況】44
	3	
	4	【コーポレート・ガバナンスの状況等】45
第5		【経理の状況】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	1	【財務諸表等】
		(1) 【財務諸表等】
		(2) 【主な資産及び負債の内容】 103
		(3) 【その他】 105
第6		【提出会社の株式事務の概要】 106
第7		【提出会社の参考情報】 107
	1	【提出会社の親会社等の情報】
	2	
第二部		【提出会社の保証会社等の情報】 108

第三部	【特別情報】	109
第1	【連動子会社の最近の財務諸表】	109
第四部	【株式公開情報】	110
第1	【特別利害関係者等の株式等の移動状況】	110
第2	【第三者割当等の概況】	111
-	1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】	111
4	2 【取得者の概況】	112
;	3 【取得者の株式等の移動状況】	112
第3	【株主の状況】	112
監査	室報告書 ······	巻末

第一部 【企業情報】

第1【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月		2017年11月	2018年11月	2019年11月	2020年11月	2021年11月
売上高	(千円)	10, 010, 189	13, 406, 360	16, 463, 569	17, 301, 622	20, 919, 827
経常利益又は 経常損失(△)	(千円)	252, 317	△8, 299	1, 187, 389	718, 785	1, 814, 394
当期純利益	(千円)	268, 258	238, 587	658, 194	424, 602	1, 224, 741
持分法を適用した場合の投 資利益又は投資損失 (△)	(千円)	_	_	_	△78, 855	4, 588
資本金	(千円)	10,000	100,000	100, 000	100, 000	100, 000
発行済株式総数	(株)	200	2, 000	2,000	10, 000, 000	10, 000, 000
純資産額	(千円)	△579, 713	△251, 125	1, 045, 902	1, 477, 504	2, 702, 245
総資産額	(千円)	4, 433, 832	5, 077, 088	6, 606, 738	6, 209, 450	7, 878, 799
1株当たり純資産額	(円)	△2, 898, 568. 54	△125, 562. 99	522, 951. 18	147. 05	269. 52
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(円)	_ (-)	_ (-)	_ (—)	_ (-)	_ (-)
1株当たり当期純利益	(円)	1, 341, 290. 02	251, 144. 98	329, 097. 19	42. 46	122. 47
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	_	_	_	_	_
自己資本比率	(%)	_	_	15. 83	23. 68	34. 21
自己資本利益率	(%)	_	_	165. 63	33. 75	58. 80
株価収益率	(倍)	_	_	_	_	_
配当性向	(%)	_	_	_	_	_
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	_	_		△82, 905	1, 940, 346
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	_	_	_	△101, 498	△257, 326
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	_	_	_	△53, 286	△617, 636
現金及び現金同等物 の期末残高	(千円)	_	_	_	2, 020, 983	3, 086, 367
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	(名)	1, 148 (2)	1, 424 (2)	1, 723 (7)	1, 938 〔11〕	2, 076 [19]
		-				

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 - 2. 第8期、第9期及び第10期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため 記載しておりません。第11期及び第12期は新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中 平均株価を把握できないため記載しておりません。
 - 3. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
 - 4. 第8期及び第9期の自己資本比率及び自己資本利益率については、債務超過のため記載しておりません。
 - 5. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
 - 6. 従業員数は就業人員数(当社から社外への出向者を除外し、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時従業員数は[]内に年間の平均雇用人員数(1日8時間換算)を外数で記載しております。臨時従業員にはパートタイマー社員を含み、派遣社員・業務委託を除外しております。
 - 7. 主要な経営指標等のうち、第8期、第9期及び第10期については会社計算規則(平成18年法務省令第13号)の 規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定による監査証明を 受けておりません。
 - 8. 前事業年度(第11期)及び当事業年度(第12期)の財務諸表については、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、PwC京都監査法人により監査を受けております。
 - 9. 第10期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日)を適用しております。なお、累積的影響額を期首剰余金に反映する方法を採用し、比較情報は修正再表示しておりません。
 - 10. 第8期、第9期及び第10期はキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに 係る各項目については記載しておりません。
 - 11. 2020年8月16日付で株式1株につき5,000株の分割を行っております。第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
 - 12. 2020年8月16日付で株式1株につき5,000株の分割を行っております。 そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。

回次		第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月		2017年11月	2018年11月	2019年11月	2020年11月	2021年11月
1株当たり純資産額	(円)	△579.71	△25. 11	104. 59	147. 05	269. 52
1株当たり当期純利益	(円)	268. 26	50. 23	65. 82	42. 46	122. 47
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	_	_	_	_	_
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(円)	_ (-)	_ (-)	_ (-)	_ (-)	_ (-)

13. 第9期が経常損失となった主な理由は、全国拠点展開、人材採用等のインフラ投資や広告宣伝等を行ったことによります。

2 【沿革】

当社は代表者 黒木勉の出身会社である株式会社エフピーコンサルティングの関係会社として、顧客向けにファイナンシャルプランニング・サービスを行うことを目的に2009年12月に設立されました。設立以降の当社に係る沿革は、次のとおりです。

年月	概要
2009年12月	生命保険会社の保険代理業を目的として、 あんしんFP株式会社〔資本金5,500千円〕として設立
2010年7月	東北支社開設
2012年1月	北海道支社開設
2013年4月	東京都千代田区神田東松下町に本社を移転 東京第一営業部、北関東北信越支社開設
2013年7月	東京第二営業部開設
2013年12月	あんしんFPパートナー株式会社に商号変更
2014年1月	東関東支社開設
2014年4月	株式会社FPパートナー(2011年8月11日設立、当社とは別会社)と合併
2014年6月	神奈川支社開設
2015年1月	日本橋支社開設
2015年4月	神田支社、丸の内支社開設
2015年10月	名古屋支社、大手町支社開設
2016年6月	品川支社、栃木支社、静岡支社、新潟支社、富山支社、新宿支社、渋谷支社、松山支社、高松支社 開設
2017年3月	心斎橋支社開設
2017年8月	名古屋中央支社開設
2017年10月	保険のビュッフェ株式会社及びインシュアランスポート株式会社を合併し、「保険のビュッフェ」 を屋号とする
2017年12月	株式会社FPエージェントとの合併により、株式会社FPパートナーに商号変更 秋葉原支社、池袋支社、恵比寿支社、青山支社、川越支社、群馬支社、山形支社、滋賀支社、梅田 支社開設
2018年1月	高知支社、青森支社、金沢支社開設
2018年3月	東京都新宿区新宿のJR新宿ミライナタワーに本社移転
2018年4月	来店型ショップ第一号店「保険のビュッフェ吉祥寺店」開店
2018年5月	鳥取支社開設 「保険のビュッフェ渋谷店」開店
2018年6月	「保険のビュッフェ博多店」、「保険のビュッフェ用賀店」開店
2018年8月	京葉支社、松江支社、佐賀支社開設
2018年9月	京都中央支社開設
2018年10月	徳島支社開設、全国47都道府県全てに営業拠点を開設
2018年12月	仙台中央支社、赤坂支社、立川支社、湘南支社、三宮支社開設
2019年3月	東京都文京区後楽に本社移転 「保険のビュッフェ赤羽店」開店
2019年6月	姫路支社開設

年月	概要
2019年7月	日本ゴールボール協会とオフィシャルパートナー契約を締結
2019年7月	横浜支社、さいたま中央支社、博多支社開設
2019年8月	「保険のビュッフェ池袋店」開店
	「保険のビュッフェ」から「マネードクター」に屋号変更
2019年10月	札幌中央支社開設
2019年11月	「マネードクター元住吉店」開店 苫小牧支社開設
2019年12月	「マネードクター亀有店」開店
2020年2月	柏支社、大阪中央支社開設、「マネードクター新宿店」開店
2020年3月	埼玉西武ライオンズとオフィシャルスポンサー契約を締結 四谷支社、福岡中央支社開設
2020年4月	東北・北海道統括部新設
2020年9月	「マネードクター所沢店」開店
2020年11月	金融商品仲介業登録
2021年7月	「マネードクター大船店」開店
2021年10月	「健康宣言」を表明
2021年11月	「マネードクタープレミア コレド日本橋店」開店
2022年2月	仙台IFAオフィス開設
2022年3月	auじぶん銀行株式会社と銀行代理業務委託を締結。住宅ローン商品の取り扱いを開始。 「マネードクタープレミア ララガーデン長町」開店
2022年4月	「健康経営優良法人 2022(大規模法人部門)認定 「マネードクタープレミア 東武池袋店」開店
2022年6月	「マネードクタープレミア 名古屋ラシック店」開店
2022年7月	「マネードクタープレミア 天王寺ミオ店」開店

3 【事業の内容】

当社は、個人及び法人顧客向けにファイナンシャルプランニングを行う保険代理業を主たる業務としており、 保険代理業の単一セグメントであります。

保険代理業として、生命保険会社、損害保険会社合計32社の商品を個人顧客及び法人顧客に販売しており、対面やオンラインによる相談・商品説明・契約手続きからアフターフォローまでを対応いたします。

現在の取扱保険会社は下記のとおりです。

生命保険会社(22社)	損害保険会社(10社)
アクサ生命保険株式会社	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
アクサダイレクト生命保険株式会社	AIG損害保険株式会社
アフラック生命保険株式会社	セコム損害保険株式会社
エヌエヌ生命保険株式会社	ソニー損害保険株式会社
FWD生命保険株式会社	損害保険ジャパン株式会社
オリックス生命保険株式会社	Chubb損害保険株式会社
ジブラルタ生命保険株式会社	東京海上日動火災保険株式会社
ソニー生命保険株式会社	三井住友海上火災保険株式会社
SOMPOひまわり生命保険株式会社	楽天損害保険株式会社
第一フロンティア生命保険株式会社	三井ダイレクト損害保険株式会社
チューリッヒ生命保険株式会社	
東京海上日動あんしん生命保険株式会社	
なないろ生命保険株式会社	
ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社	
日本生命保険相互会社	
ネオファースト生命保険株式会社	
はなさく生命保険株式会社	
マニュライフ生命保険株式会社	
三井住友海上あいおい生命保険株式会社	
メットライフ生命保険株式会社	
メディケア生命保険株式会社	
ライフネット生命保険株式会社	

①事業モデル

当社は、保険募集における見込み顧客開拓と保険商品販売の分業化をすることで、それぞれの業務の効率化を高めております。

保険加入希望顧客(以降、見込み顧客)の集客を会社が行い、商品販売を営業社員が行う事業モデルとなって おり、詳細は次の通りであります。

a. 見込み顧客開拓

当社では、見込み顧客を安定的かつ継続的に獲得するために自社集客と併せて他の事業会社とのBtoB及びBtoCの業務提携を行うことで組織的な集客が出来る仕組みを構築しております。

集客ルートは、保険代理店や募集関連行為(注1)従事者といった提携企業による集客(提携社数:2022年5月末時点100社)を主とし、そのほか、公式LINEアカウントを含む当社サービスサイトを経由した集客など多様な方法があります。これらの多角的な集客ルートを活用することにより、営業社員の開拓スキルといった属人的要因だけに頼らない見込み顧客の獲得を実現することが出来ます。2021年11月期においては、提携企業からの集客件数は109,435件となっており、会社集客案件118,117件の92.6%を占めております。また、これらの会社が集客をした顧客からの紹介を中心に、営業社員の既存顧客からの紹介等の自己開拓も積極的に行っており、現在では自己開拓による新規顧客の契約獲得も全体の半数近くを占めております。このように、継続的な会社集客による見込み顧客の獲得は、その後の自己開拓による顧客拡大の基盤となり、より効率的な見込み顧客の拡大へと繋がってまいります。

b. 保険商品販売、ファイナンシャルプランニング

当社の主要顧客層は20代から40代のファミリー層となっており、その特性上、キャッシュ・フロー改善と老後 資金準備を主眼に置いたファイナンシャルプランニングとなるケースが多く、資産形成と万が一への備えとして 保険商品の提案を行っております。

それ以外の顧客層においてもファイナンシャルプランニングを行うことで、それぞれのライフステージに応じた保険商品の提案へと繋がっております。

c. 顧客アプローチ、販売手法

当社は、営業社員が顧客の指定する場所(ご自宅、カフェ、勤務先など)に訪問して相談を行う訪問販売型のモデルが主になっております。全国47都道府県全てに営業社員の所属する支社が有り、あらゆる地域へ訪問可能な営業網を備えております。また、新型コロナウイルス感染拡大を背景に増加した非対面での相談ニーズに応えるため、2020年5月から「オンラインFP相談」も開始致しました。2021年11月期においては自社集客案件8,682件のうち、3,891件(44.8%)が「オンラインFP相談」であり、気軽に保険相談を体験したいと言う顧客ニーズの取り込みが進んでおります。その他、首都圏と福岡には来店してご相談頂ける「マネードクター店舗」も展開しており、顧客の希望するスタイルに応じた面談方法を選択できる体制となっております。この様なハイブリッドなコンタクトポイントを用意することにより、顧客の希望する方法・タイミングでファイナンシャルプランニングを用いた保険商品の提案を行っております。なお、2021年11月末時点で営業社員数は1,858名、拠点数は111拠点(101支社、10店舗)です。2017年11月期以降の営業社員数推移は下記の通りであり、入社営業社員数は2020年11月期456名、2021年11月期470名、2022年11月期は2022年5月末までに285名となっております。

②収益モデル

当社の主たる収益である生命保険及び損害保険の販売手数料は、当社の保険募集活動により顧客の保険契約が成立した後に保険会社との業務委託契約に則って支払われます。販売手数料は契約が成立した年に支払われる初年度手数料、成立の翌年以降に保険契約者からの保険料支払いに応じて都度支払われる次年度以降の継続手数料、各保険会社の定める業務品質基準に則って支払われる支援金の3つに大別されます。

継続手数料は既契約(2021年11月末時点約98万件、顧客数約43万人、保有年換算保険料約1,153億円)から発生するストック収益に相当することから安定した収益の基盤となっており、営業品質の向上と既存顧客へのアフターフォローを行うことで当社は保有契約を積み上げてまいりました。今後もこの保有契約を積み上げていくことに注力いたします。

	2017年11月期	2018年11月期	2019年11月期	2020年11月期	2021年11月期
保有契約数 (件)	435, 412	540, 448	669, 051	810, 844	978, 795
内、新規契約数(件)	106, 929	105, 036	124, 963	144, 657	176, 095
保有顧客数数 (人)	206, 913	250, 257	298, 930	356, 621	425, 558
内、新規顧客数(人)	54, 227	52, 048	61, 061	74, 539	92, 467
営業社員数(人)	978	1, 253	1, 544	1, 737	1, 858
提携企業数(社)	20	50	95	95	93

単位: 千円

生命保険手数料内訳	2017年11月期	2018年11月期	2019年11月期	2020年11月期	2021年11月期
初年度手数料	_	-	8, 731, 889	9, 793, 651	11, 673, 058
継続手数料	_	-	3, 182, 396	3, 821, 228	4, 389, 311
支援金	_	_	4, 038, 361	3, 583, 675	4, 703, 703
その他	_	_	670, 556	79, 633	98, 242
戻入額(注2)	_	-	△ 524,606	△ 588, 044	△ 839, 312
生命保険手数料売上高	9, 443, 969	13, 232, 660	16, 098, 597	16, 690, 145	20, 025, 003

(注1)募集関連行為とは、契約見込み顧客の発掘から契約成立に至るまでの広い意味での保険募集プロセスのうち、下記[保険募集の意義]に照らして保険募集に該当しない行為を指します。例えば、保険商品の推奨・説明を行わず、契約見込み顧客の情報を保険会社又は保険募集人に提供するだけの行為や、商品情報の提供を主たる目的としたサービスのうち保険会社又は保険募集人からの情報を転載するにとどまるもの等があげられます。

[保険募集の意義]

保険業 法第2条第26項に規定する保険募集とは、以下のア. からエ. の行為をいう。

- ア. 保険契約の締結の勧誘
- イ. 保険契約の締結の勧誘を目的とした保険商品の内容説明
- ウ. 保険契約の申込の受領
- エ. その他の保険契約の締結の代理又は媒介

金融庁「保険会社向けの総合的な監督指針」、II-4業務の適切性、II-4-2保険募集管理態勢、II-4-2-1適正な保険募集管理態勢の確立、(1)保険募集の意義より

参考: https://www.fsa.go.jp/common/law/guide/ins/02d.html

(注2) 戻入とは、保険会社からの手数料受領後、早期に解約・失効等で契約が消滅した際に、受領した手数料の一部ないしは全部を保険会社に返金することをいいます。

③事業の特徴

a. システム

当社は基幹システムの自社開発体制を特長のひとつとしております。主に営業社員が使用するセールス系一元管理システム(名称: Hyper Agent、主な機能:営業社員のスケジュール管理、顧客情報管理、商談記録と保存、FPコンサルティングツール機能搭載)を自社開発しております。顧客の加入保険の内容、ご家族情報や過去の商談における顧客のご意向等、顧客アフターサービスに必要な情報を記録し、システムのスピーディな機能追加や改修が可能な営業サポート体制となっております。Hyper Agentの機能のうち、顧客サービスツール(現在外部システムを当社仕様にカスタマイズして使用)は顧客のライフイベントと一生涯のキャッシュ・フローをグラフに可視化して、広範囲なファイナンシャルプランニングを可能としております。また、自社及び提携企業から相談申込をした顧客との面談アポイントを自動的にマッチングする機能を有しており、顧客が希望する日時・場所に対応可能な営業社員を即時に選定いたします。

b. 営業社員、資格及び販売体制

当社では、FP資格を取得していることが顧客への適切なファイナンシャルプランニングの提供に繋がると考えており、営業社員のFP資格(注1)取得率は2021年11月現在97.2%(入社1年未満営業社員除く)となっております。営業社員は原則として支社所在地の地元採用で転勤は無いため、長期間にわたる顧客フォローを通じて信頼を築くことができ、冠婚葬祭などの地域特有の慣習を理解したファイナンシャルプランニングが可能となっております。なお、女性営業社員の割合は34.9%(2021年11月末時点)となっております。

こうした営業社員の活躍により、当社にはMDRT (注2)会員に登録している営業社員が、全国の拠点に575名 (2021年11月末時点)在籍しております。MDRTに登録出来る基準は1年間 (1月-12月)で販売手数料6,843,900円以上 (2021年度MDRT新入会基準)となり、2021年に会員登録を行った保険募集人数は9,363名と2021年4月現在の国内生命保険募集人約128万人の約0.8%しかおりません。当社の2021年の実績は2021年11月末の営業社員1,858名のうち575名(当社営業社員の30.9%、国内MDRT会員の約6.1%)が該当となっており、各地域に満遍なく在籍していることから全国で高い水準のサービス提供が出来る体制となっております。

また、営業拠点は各支社を7つの統括部(東北・北海道、東日本第一、東日本第二、中日本、西日本、中国・四国、九州)管下に配置・管理しております。統括部長と統括部スタッフは管下支社長の拠点運営の支援、苦情・ご意見など顧客の声の管理・対応、内部監査部と連携した体制整備の精度向上に努めております。

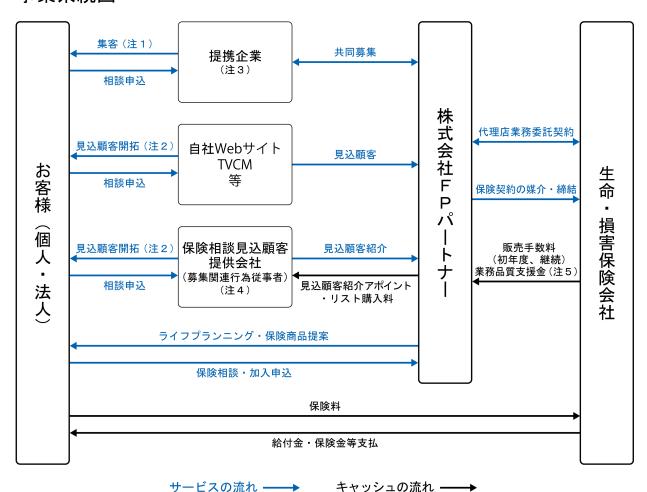
- (注1) CFP認定者・AFP認定者(日本FP協会認定資格)及びファイナンシャル・プランニング技能検定1級・ 2級・3級合格者
- (注2) 1927年に発足したMillion Dollar Round Table (MDRT) は、卓越した生命保険・金融プロフェッショ ナルの組織です。世界中の生命保険および金融サービスの専門家が所属するグローバルな独立した組 織として、500社、70カ国で会員が活躍しています。

MDRT会員は、卓越した専門知識、厳格な倫理的行動、優れた顧客サービスを提供しています。また、 生命保険および金融サービス事業における最高水準として世界中で認知されています。

(MDRT日本会HPより引用。URL: https://www.mdrt.jp/about/)

以上記載した事項を事業系統図として示します。

事業系統図



(注1) 集客とは、提携企業の保有顧客に対し保険加入希望顧客(見込顧客)を集めることをいいます。

サービスの流れ **――**

- (注2) 見込顧客開拓とは、不特定多数の人を対象に保険加入希望顧客(見込顧客)を募集することをいいま す。
- (注3) 提携企業とは、集客した保険加入希望顧客(見込顧客)の意向に基づき、当社と共同して保険募集を行 う保険代理店をいいます。
- (注4) 募集関連行為従事者とは、保有顧客を持たず保険加入希望顧客(見込顧客)を開拓し、見込顧客情報を 当社に提供する企業をいいます。顧客開拓は当社の確認のもとで行い、保険募集は行いません。
- (注5) 販売手数料(継続)の対象外商品があり、業務品質支援金制度を持たない保険会社があります。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金(千円)	主要な事業の 内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	
(関連会社) auフィナンシャル パートナー株式会社	東京都千代田区	400, 000	保険代理業	所有 50.0	・取締役1名が非常勤取 締役兼任 ・従業員の出向 ・事務所の賃貸 ・リーズの取引

⁽注) 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2022年6月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
2, 245 (21)	44. 9	3. 3	6, 622

- (注) 1. 従業員数は就業人員数(当社から社外への出向者を除外し、社外から当社への出向者を含む。)であり、 臨時従業員数は[]内に年間の平均雇用人員数(1日8時間換算)を外数で記載しております。
 - 2. 臨時従業員にはパートタイマー社員を含み、派遣社員・業務委託を除外しております。
 - 3. 当社は、保険代理事の単一セグメントであるため、セグメント別従業員数の記載を省略しております。
 - 4. 平均年間給与は、報酬、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(2) 労働組合の状況

当社には労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において、当社が判断したものであります。

(1) 経営環境

当社の経営を取り巻く環境のうち重要なテーマは大別して、生命保険業界の市場規模の変化、社会保険制度の変更に伴う新たな顧客のファイナンシャルプランニングの必要性の高まり、IT技術の進化に伴う新しいサービスの登場、保険代理店の業務管理体制強化の必要性の高まりの4点と考えます。

1点目として、生命保険業界の市場規模は、少子高齢化の影響により将来的に縮小傾向にあると予想されます。 市場ニーズは、高齢化に伴う病気やケガ、介護への備え、老後生活資金準備などの必要性の増加を背景とした、いわゆる「長生きリスク」が増大していることにより、医療、年金、介護など生前給付型保険商品へのニーズが高まりつつあると言えます。一方、社会一般では少子高齢化が及ぼす社会保険制度への影響、とりわけ年金保険制度は受給年齢引き上げや定年延長議論などにおよび、すべての国民の生活に関わる課題となっております。

2点目として、老後生活必要資金と公的年金予想受給額の差額を補う資金の確保はできる限り早期から計画的に自助努力で行うことが必要となります。この課題対応は長期間を要するため、理想的には教育資金の貯蓄、住宅ローン利用の時期と重複する現役世代から始める必要が生じると考えますが、一生涯にわたる長期計画の作成と適切な商品選択は顧客個人の独力では困難な場合が多く、こうした社会保険制度の変更に伴う自助努力の必要性から新たな金融サービスニーズが生じると想定します。これらの対処、解決のために専門知識をもって顧客を支援するファイナンシャルプランナーが必要とされると考えます。

その他生活に及ぼす影響は、新型コロナウイルス禍のような不測の事態への対策、景気後退による就業継続の安定性懸念、万が一の失業状態・就業不能時に対する緊急予備資金の確保など複合的な課題が想定されます。これらの課題全体の対策として顧客ごとにカスタマイズした保険を活用したリスク回避や計画的な資金計画が必要と考えられます。

3点目として、金融とIT技術の親和性から顧客利便性を持った新たなデバイスや、アプリなどの登場が予想され、この流れはますます加速すると考えます。保険加入方法は、生命保険会社の営業社員、通信販売、乗合保険代理店の来店型保険ショップや訪問型代理店などと加入チャネルの複数化が進んでまいりました。営業社員に提案された保険商品を検討する従来のスタイルから、顧客自らが主体となり、複数の商品の中から意向に合った商品を選択するオーダーメイドスタイルが支持され、商品選択の方法の適切なアドバイスをする保険・金融知識を持った営業社員が求められるように変化いたしました。一方、金融業界ではフィンテックを活用した金融の新規プレイヤーの登場により資金決済の簡便化やデータの可視化が進み、顧客の利便性の向上を実現しつつあります。さらに、デバイス機能の発達は多量のデータの瞬時の取得を可能とすることから、今後の保険加入相談や金融商品選択の際の顧客対応の姿は、IT技術を活用した形態で進化するものと想定します。最近の新型コロナウイルス感染症対策として活用されたオンラインによる非対面面談の実現も保険募集におけるIT技術活用の一例と考えており、当社においては2020年5月のオンライン面談開始以降は面談総数が増加し、月平均で40%超がオンライン面談となっております。

4点目として、2016年の改正保険業法の施行に伴う代理店運営の負荷の増大とそれに伴う代理店数の減少があります。それまでは法令上の体制整備義務は主に保険会社に対して課されており、代理店等の体制整備は保険会社の教育・管理・指導の下で行う仕組となっておりました。現在は「保険募集人の体制整備に関するガイドライン」に則り、代理店が主体的に業務の規模・特性に応じた体制整備を行うことが義務付けられたものです。

結果として、中小規模代理店及び企業内代理店などを中心に、改正保険業法で求められる顧客管理体制や説明義務などを実践し、運営維持することが困難になっていることも代理店減少の一因と考えられます。当社においては改正保険業法の施行にいち早く対応して体制整備を進めたことにより、顧客に信頼して頂き、社員が安心して働くことのできる環境を整えることが出来ました。また、全国47都道府県の全てに拠点展開を行うことで、あらゆる地域への訪問が可能な営業基盤を構築いたしました。その波及効果として、廃業する代理店の顧客の受け皿として当社への契約移管の申出を頂くケースや、他代理店から当社への転職が増加いたしました。契約移管に関しては2021年2月から2022年5月までの期間に23社から23、495件の契約を移管頂いております。

以上の4つの重要テーマにおいて、当社の特長である全国拠点網に所属する約1,800名の営業社員とデジタルマーケティングに関する知見及びシステムの自社開発を活用しております。

また、経営者による現状の認識として、新型コロナウイルス感染症が経営環境に与える影響は当社においては決してマイナスではなく、強みを活かす機会と捉えております。上記の重要テーマの2点目でも述べている通り、顧客に対してこのような不足な事態への備えとしての保険を活用したリスク回避の提案や資金計画の相談の機会となると考えております。その他、3点目で述べておりますオンライン面談への対応は新型コロナウイルス感染拡大を契機とした生活スタイルの変化への対応によるものであり、当社においては顧客との面談機会の創出に繋がりました。これらのことから、今後の感染規模が更に拡大したとしても当社においてはマイナスの影響は生じないと考えております。

(2) 経営方針

当社の経営理念は、「私たちは『本来あるべき保険業』を追求し、本気で取り組み、お客様の大切な人生を保険で守り続けます。」です。その経営理念を実現するための「本来あるべき保険営業の姿」とは、営業社員が顧客とご家族の一生涯を保障で守り、安心に満ちた豊かな人生の時間を顧客と共有することであると考え、商品ご加入の時から始まる一生涯の関係だと考えます。そのために、「営業社員の質の向上」が必要であり、当社は社員を「人としての魅力に溢れ、生涯を通じて顧客の人生を守ることができる高度な知識と技術を持った金融・保険のプロフェッショナル」に育成したいと考えております。創業来、私たちは顧客の保険相談のご希望を受け、全国47都道府県のあらゆる市区町村を訪問してまいりました。私たちはこれからも変わらずに「顧客の保険相談のお役に立つこと」に徹してまいります。

この経営理念のもと2022年11月期の経営方針として以下の3項目を掲げております。

- ・顧客本位の業務運営方針の実行
- 社員の質の向上
- ガバナンスの強化

顧客本位の業務運営方針の取組みについて、2018年7月23日に当社ホームページにて公表しております。この方針に基づき、当社はFP相談サービスを受けた顧客にWeb満足度アンケートを実施し、顧客のご意見を収集しております。アンケート結果は営業社員別に集計し、年間を通じて好評価の多かった営業社員を「マナーマイスター」として表彰し自己研鑽の目標としております。

社内研修として、2019年から保険相談に関する説明義務の実行と顧客対応マナースキルの習得・向上を目的した「ロールプレイング大会」を実施しており全社員が顧客満足とは何かを考え、学び、業務品質レベルアップの機会としております。

さらに全社員に経営理念、コンプライアンス基本方針、顧客本位の業務運営方針等を記載した「CREDO」を配布し、社内浸透を図っております。

当社においては中期経営計画を3か年のローリング方式で策定しております。これは当社の主たる事業である生命保険業の業界を取り巻く環境が常に変化をしていることからであり、その変化への対応のためには適時に柔軟な経営判断が必要と考え、常に事業成長性を検討し、ビジネス機会の見究め・投資効果検証が必要と考えためであります。

2022年11月期を始めとする中期経営計画においては、上記の経営方針に則り、以下に掲げる経営戦略をもって計画を遂行してまいります。

(3) 経営戦略

保険営業における重要な業務は顧客開拓であり、保険の加入相談の意向を持つ顧客(見込み顧客)を開拓し、集客することが業績に直結します。これに対して当社は、会社と営業社員の業務の分業体制という発想の下で、会社が顧客開拓を行い、営業社員は販売に専念する環境をビジネスモデルとして構築しました。この組織的な分業体制下で当社は見込み顧客数の量的確保と、顧客属性の選定を継続的に試行し、質の高い顧客マーケット創造を実現してまいりました。

近年の顧客の自助努力による資産形成のニーズに対して、当社は顧客の一生涯という時間軸でファイナンシャルプランニング相談を承り、顧客の課題について、保険をはじめとした金融商品の提案によるベストソリューションを提供する企業を目指しております。多くの顧客はリスクマネジメントに有効な保険選びと、保険だけではまかなえない資産形成、さらに老後生活のための計画的な資産の取崩しプランなどと複合的な課題に直面します。

その対策として当社は、保険と保険以外の金融商品やサービスの提案が可能で、顧客利益の最大化を図る販売体制の構築が必要であると考えております。

こうした背景から今後の当社の経営戦略は本業である保険代理業を主軸とした派生分野への進出と強化を想定し ております。具体的テーマとしては投資信託商品の販売、住宅ローンのご紹介や取次サービス、相続対策に特化し た専門部署の稼働と士業ネットワークとのアライアンス推進となります。その結果、当社は変化するファイナンシ ャルニーズにおいて複数の金融商品の検討や購入をワンストップで可能にすると共に、より高度な専門性を必要と する課題も対応可能な販売体制の構築を実現いたします。最初に保険によるリスクマネジメントや住宅ローン、教 育資金の検討と準備、次に老後生活に向けた資産形成のステージで資金を増やし、最後に顧客が築いた財産の円滑 な相続対策というように一生涯のファイナンシャルプランのすべてを当社で準備することが可能となります。一方、 当社の保有保険契約は件数ベースで約98万件(2021年11月末時点)に及びます。既顧客のアフターフォローの更な る充実のために、現在、顧客データを活用した顧客アプローチスキームの構築を検討しております。IT技術を活用 した金融サービスの利便性向上やインターネット商取引の拡大による購買様式の変化、当社のメイン顧客層は自ず とデジタルネイティブ世代に変化することを背景に次の戦略を計画しております。最初に顧客属性の明確化による 購買嗜好の分析を通じた、顧客対応から「個客」対応へ。これは保険加入を検討する周期、支払保険料の多寡、家 族構成、相談申し込み手段の選好傾向の分析により顧客にとって最も快適なサービスを試みるものです。このよう な顧客アプローチの適切な時期の推定や商品選択の仮説把握を目的とした顧客マーケティング戦略とデータプラッ トフォーム構築・情報のデータベース化を計画しております。次にスマートフォンアプリによる顧客コミュニケー ションの刷新計画について、顧客アプローチは、従来から当社営業社員から行うことを基本としておりましたが、 当アプリを使用して簡便・迅速に顧客が望むタイミングで面談予約可能な環境作りを図ります。顧客が自らファイ ナンシャルプランニングを体験できるサービスは現在、基本サービスの一部をリリースしております。これらのユ ーザーエクスペリエンス(UX)による既存顧客の潜在ニーズ発掘を実施して行きます。

既存顧客のアフターフォローは顧客本位の業務運営のメインコンセプトであり、その一環として新商品情報やサービスのご案内を提供する必要があると考えます。当社は「金融サービスの提供に関する法律」にある「金融サービス仲介業」のような金融商品の横断的な取扱いイメージを持ち、前出の顧客マーケティングとシステム開発による全顧客向けに複層的なサービスの提供を通じた事業領域の拡大を考えております。

これらのデジタル戦略を通じた顧客データベース活用による最適なアフターフォロー体制構築を進める中で、データ利活用の事業化は将来的に経営戦略の主たるテーマになると考えております。

また、前出の経営環境における4点の重要なテーマのうち、代理店数の減少と集約化の潮流を事業機会と認識し、顧客移管の受け皿、保険募集人の転職先企業として存在感を増大させます。当社は全国に拠点を持っていることや顧客のフォロー体制が充実していることを評価して頂いている代理店と継続して折衝を行っており、今後も案件を精査した上で顧客移管を引き受けていく方針であります。

(4) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的指標等

当社は事業拡大と企業価値の向上のために、売上高及び営業利益を重要な指標にしております。

(5) 事業上及び財務上の対処すべき課題

①システムリスクへの課題意識と対応状況

顧客情報管理を自社サーバーにて行っており、情報への不正アクセスやデータの盗難など想定されるリスクに対するセキュリティ対策を実施しております。しかしながら、企業の極秘情報を保護する目的のセキュリティ網において巧妙で新たな手法による不正アクセス事例が生じており、完全な防御策は存在しないという事実があります。こうした事象への防御のために当社はセキュリティのアップデートと定期的なパトロールを実施して不正行為の脅威に対する予防策を講じております。また大規模災害発生時などの顧客情報の減失リスクやデータ破壊、漏洩、システムダウンの防衛策としてセキュリティレベルが高く世界的に信頼性のあるアマゾンウェブサービス(AWS)を採用し、データ保管場所の分散と定期的なバックアップを実施しております。こうした包括的なリスクマネジメントの運用強化・適切性確保のために2019年11月にISMS認証(情報セキュリティマネジメントシステムの略で国際規格)を取得し、継続更新しております。当社は今後も引き続きシステムの安全性の確保と強化を継続してまいります。

②募集関連行為従事者の管理について

保険販売においては募集関連行為従事者が保険相談希望者を募り、その取得した情報を保険募集人等に提供し、保険募集人が保険販売を行う場合があり、当社はこれにより提供を受けた情報を利用して保険契約見込み顧客を得ております。利用上の注意点は、当該募集関連行為従事者において保険募集行為がないことや顧客誤認のない状態を担保することであります。

当社は適切な管理監督責任を果たすため、当該募集関連行為従事者との取引開始時には反社チェックを必ず行い、 それに加えて、不適切な募集行為のないことを確認するためのチェックシートを2019年7月に新設し、業務品質部が 運用しております。

チェックシートの項目は、

- ・保険募集や特別利益の提供に該当するような行為の禁止に関する規定がされていること
- ・法令違反、契約違反の場合及び是正指導に応じない場合における契約解除について規定されていること
- ・上記禁止事項が順守されているかのチェック及び結果の報告について規定されていることの三点です。

チェックシートを使用した初動調査はマーケット開拓の主管部署としてマーケット推進部やマーケティング室が行い、その内容を業務品質部が確認しております。具体的には、取引前審査を当社所定の手順で実施したのち、取引開始5ヶ月後、10ヶ月後にモニタリングを行い、基準を満たすことを契約の更新条件としております。

2020年11月期からは、内部監査部が業務品質部による当モニタリングシートの内容確認状況及び運用方法の適切性 を判断し、監査の実施を以て、当該募集関連行為者の管理の適切性に加えて他に確認事項に疎漏がないことを監査し ております。

③労働実態の把握と対応

適正な労働管理と職場環境の提供は、重要な経営課題であると認識しております。社員の健康面を配慮して有給休暇の完全取得を推奨し、社員に当取得残日数と期限の明示を行っております。また、残業時間が蓄積された社員 (注)に対しては個別に上司面談及び希望による産業医面談を用意しております。このように当社社員の良好な健康 状態と雇用管理における遵法の確保体制を構築しており、今後も継続して実施してまいります。

(注)上司面談と産業医との面談実施を行なう残業時間の基準は、単月80時間以上としております。また、80時間の前段階として3ヶ月累計150時間以上且つ単月45時間以上の場合は、上司面談を実施の上で本人及び上司記入の報告書を人事課へ提出し、人事課にて報告内容を確認した上で産業医面談の実施有無を判断するとしております。

④新規事業について

新規事業に関して当社の本業である保険代理業を基軸とした派生分野への展開と強化を図ってまいります。 2020年11月には金融商品仲介業 (IFA/Independent Financial Advisor) の登録が完了いたしました。これにより顧客は当社サービスの利用を通じて生命保険・損害保険商品以外の金融商品の検討や購入がワンストップで可能になります。

コールセンター室は現在東京・札幌・大阪、沖縄に拠点があり、全国でのアウトバウンドコールオペレーターは 2021年11月末時点で28人体制となりました。陣容として50名体制を計画しております。まずは、オペレーターの増員 により運営体制構築とセンター長の研修によるオペレーターの技能のレベルアップを図る予定であります。

現状では売上に占める新規事業の割合は僅少となっており、今後も急激な事業拡大は見込んでおらず、金融サービスの一環として徐々に広げていくことを考えております。

⑤適切な保険募集について

保険募集においては顧客のニーズ喚起・意向把握・適切な商品の提案等が必要であり、これらが正しく行われることで顧客のニーズを満たした最適な保障の提供が実現すると考えております。そのため営業社員がこのような適切な保険募集を行うことが出来るように、保険業法等関連法令の理解と継続的な商品及び周辺知識のアップデートを目的とした研修を実施しております。

研修実施に際しては、各種法令等を含めたコンプライアンス研修は業務品質部、商品及び周辺知識は営業支援部が中心となり、継続的な研修を実施することで営業社員の理解を深めております。

当社は引き続き、教育体制の一層の充実を図り、営業社員が適切な保険募集を行うように指導してまいります。

⑥財務上の課題

当社は、自社ビル購入による金融機関からの借り入れはあるものの、その他の資金需要は自己資金及び営業キャッシュ・フローを源泉とした財務基盤によるため、優先的に対処すべき財務上の課題はありません。ただし、今後の成長戦略に基づく事業拡大に備え、内部留保の確保と営業キャッシュ・フローの改善等により財務体質を強化するとともに、株式市場からの必要な資金の獲得や、銀行からの融資等により多様な資金調達を図ってまいります。

2 【事業等のリスク】

以下につきましては、当社の将来的な事業展開その他に関し、リスク要因の可能性があると考えられている主な事項を記載しております。当社はこれらのリスク発生の可能性を確認した上で、発生の回避及び発生した場合の早期対応に努める方針であります。具体的には、当該リスクを把握し、管理する体制・枠組みとして当社内にリスクマネジメント委員会を設置し対応いたします。詳しくは「第4提出会社の状況4コーポレート・ガバナンスの概要②会社の機関の内容eリスクマネジメント委員会」をご参照ください。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

I. 事業環境に由来するリスク

①法的規制・自主規制について (顕在化可能性:小 / 影響度:大)

当社は、生命保険及び損害保険代理店として「保険業法」に基づく登録を行っており、同法及びその関係法令並びにそれに基づく関係当局の監督等による規制、さらには一般社団法人生命保険協会及び一般社団法人日本損害保険協会の定める各種ガイドラインに則った保険会社の指導等を受けて、サービス活動及び保険募集を行っております。保険業法に基づく保険代理店及び保険募集人としての登録の有効期限は特に定められておりませんが、同法第306条(業務改善命令)、及び第307条(登録の取消等)に該当した場合、内閣総理大臣は代理店登録の取り消し、業務の全部又は一部の停止、業務改善命令の発令等の行政処分を行うことができると定められております。

仮に当社が上記行政処分を受けた場合には保険販売事業における営業活動が困難となり、当社の財政状態及び経営成績等に影響を与える可能性があります。

特に代理店登録の取り消しに至った場合においては、当該事業による収益を失うこととなり、事業活動に重大な 影響を及ぼす可能性が有ります。

その他、保険募集に際しては、「金融サービスの提供に関する法律」(金融サービス提供法)、「消費者契約法」、「不当景品類及び不当表示防止法」(景品表示法)、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(犯罪収益移転防止法)、「個人情報の保護に関する法律」(個人情報保護法)等の関係法令を遵守する必要があります。

しかしながら、保険契約者、関係当局その他の第三者から、当社のサービス活動及び保険募集の方法等が、「保険業法」、「金融サービス提供法」、「消費者契約法」又はその他の関係法令等に抵触すると判断された場合には、保険契約者による保険契約の申し込みの撤回、保険契約の取消し若しくは解約等による保険契約数の減少や保険契約者その他の第三者からの損害賠償請求等により、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

また今後、保険業法等の関係法令、関係当局の解釈、自主規制等の制定、改廃等があった場合には、サービス活動及び保険募集の際に遵守すべきルール、保険契約者の権利等が明確化され、サービス活動及び保険募集のための環境が整備されますが、当社のサービス活動及び保険募集の方法等が制限を受ける可能性があります。

従来のサービス活動及び保険募集の方法等に制限が課され、又は保険料率が変更されること等により、新規保険契約数の減少、利益率の減少等を招来し、当社の財政状態及び経営成績に重大な影響を与える可能性があります。

これらのリスクが顕在化する可能性は低いと考えており、当社では、本書提出日現在において当該登録の取消事由に該当する事象及び行政処分の対象となる事象はないものと認識しております。

また、2016年5月29日に施行となった改正保険業法により、保険募集人に対して情報提供義務、意向把握義務及び体制整備義務等が課されることとなったため、当社では保険募集の方法等に関する社内管理体制の整備を既に終えており、リスクの軽減化が図れております。

今後、関係法令等の変更が有った場合においても、当社はその都度、適合する形でのサービス活動及び保険募集を行うことで対応できると考えております。

なお、当社の事業等に影響を与える可能性がある法規制等は以下の通りです。

法令等名	監督官庁	法的規制の内容
保険業法	金融庁	保険業全般に関する基本的な法律。保険業を行う者及び保険募集人の健全 で適切な運営や、保険募集に関する規制その他公正な保険募集を確保する 措置等について定めたもの。
保険業法施行令	金融庁	保険業法における「政令で定める場合」の事項を定めたもの。
保険業法施行規則	金融庁	保険業法における「内閣府令で定める場合」の事項を定めたもの。
保険会社向けの 総合的な監督指針	金融庁	金融庁の保険会社に対する監督事務に関し、基本的な考え方、評価項目、 事務処理上の留意点等を整理したもの。
保険会社に係る 検査マニュアル	金融庁	金融庁が、保険会社や募集代理店の検査を適切に実施するために使用する 手引書であり、被監査者への監査内容の告知書である。
金融分野における個人情報保護 に関するガイドライン	徐融厅	個人情報保護法遵守について、金融庁管轄分野における個人情報取扱業者 の適切かつ有効な取扱措置確保を図るための指針。
金融分野における個人情報保護 に関するガイドラインの安全管 理措置等についての実務指針	金融庁	金融分野における個人情報保護に関するガイドラインが定める「安全管理 措置」、「従業者の監督」及び「委託先の監督」の実施に関する細則的指 針。
保険募集人の体制整備に関する ガイドライン	生命保険協会	保険業法で乗合代理店向けに規定された「保険募集人の体制整備義務」に 関して、保険会社が該当する保険募集人へ適切な指導を行う際の参考とし て作成されたもの(内容的には損害保険でも利用可能)。
生命保険商品に関する 適正表示ガイドライン	生命保険協会	生命保険商品に関する表示を行う際の参考となるように作成されたもの (「不当景品類及び不当表示防止法」対応)。
生命保険商品の募集用の資料等 の審査等の体制に関するガイド ライン	件 命 保 険 協	生命保険商品の募集用の資料等の体制を整備する際の参考とするため作成 されたもの(「不当景品類及び不当表示防止法」対応。)
消費者契約法		消費者が事業者と契約をするとき、両者の間には持っている情報の質・量や交渉力に格差がある。このような状況を踏まえて消費者の利益を守るため、平成13年4月1日に消費者契約法が施行された。同法は、消費者契約について、不当な勧誘による契約の取消しと不当な契約条項の無効等を規定している。

金融サービス提供法	金融庁	金融商品の販売等に係る勧誘の適正の確保のための措置について定めるとともに、金融サービス仲介業を行う者について登録制度を実施し、その業務の健全かつ適切な運営を確保することにより、金融サービスの提供を受ける顧客の保護を図り、国民経済の健全な発展に資することを目的とする。
個人情報の保護に関する法律	個 人 情 報 保 護委員会	事業者が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援すること、 及び当該支援により事業者が講ずる措置が適切かつ有効に実施されること を目的として定められたもの。
金融商品取引法	金融庁	投資性の強い金融商品を対象とする利用者保護法制。
募集文書等の表示に係るガイド ライン	日本損害保 険協会	保険商品の販売に関わる募集文書及びマス媒体による広告の環境整備に資すること、並びに、一般消費者の保険商品に対する理解促進を図るために 作成されたもの。

また、主だった許認可とその取消事由は以下のようになっております。

また、土たつん	に計認りとその取用事田は	以下のようになっております。			
取得・	取得年月・許認可等の	許認可等の内容	法令違反の要件及び		
登録者名	名称及び所管官庁等	及び有効期限主な許認可取消事由			
当社	2010年2月5日	生命保険代理店	保険業法第307条		
	生命保険代理店	04ЕЈННЕ001316	・破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上		
	関東財務局	有効期限 なし	これと同様に取り扱われている者		
			・禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令に		
			よる刑を含む)に処せられ、その刑の執行を終		
			わり、又は刑の執行を受けることがなくなった		
			日から三年を経過しない者		
			・この法律又はこの法律に基づく内閣総理大臣		
			の処分に違反したとき、その他保険募集に関し		
			著しく不適当な行為をしたと認められるとき。		
	2013年12月25日	損害保険代理店	同上		
	損害保険代理店	092522918			
	関東財務局	有効期限 なし			
	2020年11月5日	関東財務局長(金仲)第917号	号金融商品取引法第66条の20		
	金融商品仲介業	有効期限 なし	・法令又は法令に基づいてする行政官庁の処分		
	関東財務局		に違反したとき等		
	2022年2月16日	関東財務局長(銀代)第427号			
	銀行代理業者許可	有効期限なし	・法令又は法令に基づく内閣総理大臣の処分に		
	関東財務局	[H)//77]PIX '4 U	違反したとき等		
	大八八八八万/円		圧 人 しにこで 寸		

②競合及び保険業界の市場規模について (顕在化可能性:中 / 影響度:中)

当社は、訪問型乗合代理店として保険代理業を行っておりますが、保険業界には有力な競合会社が複数存在しております。訪問型乗合代理店をはじめ、来店型ショップによる保険代理業を行っている保険代理店や異業種からの新規参入も増加しており、競争が激化しております。

当社は、保険代理店設立当初から訪問型に特化した営業を行ってきた結果、この分野における経験やノウハウを蓄積してまいりました。保険だけに限らず顧客の一生涯にわたるファイナンシャルプランニングを提供することにより他社との差別化を図っていく方針でありますが、競争の激化、競合企業の躍進、加入チャネルの変化等により顧客が減少した場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

加えて、人口減少等の影響により、保険業界全体の市場規模は縮小傾向にあるため、業界全体の縮小傾向が継続する場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

当該リスクが顕在化する可能性は高くないと捉えておりますが、顕在化した場合の影響も軽微では無いため、設立当初からの訪問型に特化した営業による当分野における経験やノウハウの蓄積及び保険に限定されない顧客の一生涯にわたるファイナンシャルプランニングの提供による他社との差別化を行うことで優位性を確保できると認識しております。

また、人口減少等の影響については、高齢化に伴う病気やケガの増加、老後の生活に必要な資金の増加など医療、 年金、介護など生前給付型の商品や資産形成商品に対するニーズは高まっているため、当社としてはその動きを確 実に捉え、顧客の意向に基づいたコンサルティング営業を行うことで対応できると考えております。

③保険会社との関係について (顕在化可能性:小 / 影響度:中)

当社の保険代理業ビジネスは「保険業法」に基づく登録事業であります。取引保険会社による審査基準の強化等に伴って保険契約の成約率が低下する可能性、又は取引保険会社の営業政策の変更等の理由により代理店手数料率やその他の報酬体系が見直される可能性は否定できません。その他、取引保険会社の財政状態が悪化した場合、又は破綻し生命保険契約者保護機構の運用に則った場合には、当該保険会社に係る当社の保有保険契約が失効・解約されること等により、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性もあります。

当該リスクが顕在化する可能性は低いと予想しておりますが、法令等の変更に対しては、定期的な観測と情報収集を行っております。それに加えて想定の限り予防策の準備をすることによりリスクの軽減を図っております。

④税務当局による保険商品の税務取り扱いの見直しについて (顕在化可能性:高 / 影響度:小)

税務当局が特定の保険商品における税務上の取り扱いを見直す可能性があり、そのような事態が発生した場合には、顧客ニーズの変化や商品の競争力変化等により、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

当該リスクについては過去にも同様の税務見直しがあったことから、顕在化する可能性はあると認識しております。しかしながら、税制について常に動向を確認し、顧客ニーズに最も適したソリューションの提供に努めることでこれまでも対応をしており、今後も同様の対応を行うことでリスクを軽減できると考えております。

⑤中期事業計画を策定する上での様々な前提が想定通りにならないリスク (顕在化可能性:中 / 影響度:小) 当社は、原則として中期事業計画を一年毎に更新しております。しかしながら必要な情報を全て収集できるとは 限らないことや、事業環境の変化その他様々な要因等により、前提条件が想定通りにならず、当社の財政状態及び 経営成績に影響を与える可能性があります。

当該リスクについては常に事業環境が変化をしていることから顕在化する可能性はあると認識しておりますが、中期事業計画の策定においては、そもそも多くの不確定要素があるため、策定時において適切と考えられる情報収集及び分析等に基づき、様々な前提条件を設定しております。また、一年毎の更新としていることで柔軟な計画変更が可能なため、リスクの軽減を図ることが出来ると考えております。

⑥資金使途について (顕在化可能性:中 / 影響度:小)

当社が計画している新規株式公開に伴う公募増資による調達資金の資金使途は、(1)保有顧客向けCDP (カスタマーデータプラットフォーム) の構築による商品の販売時期・商品選択のほか、顧客の購買傾向と営業社員の専門分野を合致させる顧客向けフォローシステムの開発、(2)顧客の資産状況ごとに精緻な家計のキャッシュ・フローを算出、可視化し、必要な準備手段の検討資料を作成するファイナンシャルプランニングのためのコンサルティングツール開発、(3)ご契約者向け加入状況の確認、担当社員とのFP相談予約機能や保険・金融商品情報を提供するスマートフォン向けアプリの開発、(4)借入金返済、(5)人員拡大に伴うオフィス拡大のための自社ビルの建て替えに使用する予定です。しかしながら、外部環境の変化にともなう将来の事業計画に変更が生じ、資金使途が変更になる可能性や当初予定していた資金使途を実行した場合でも想定された効果が得られない可能性があり、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

当該リスクが顕在化する可能性は低くないと認識しておりますが、常に事業環境の変化を確実に捉え、取締役会等の会議体の中で十分な投資効果が期待できる投資先の選別を図ることで対応してまいります。

Ⅱ. 事業内容に由来するリスク

①個人情報保護について (顕在化可能性:中 / 影響度:大)

保険商品の販売において個人情報の取得は必須です。個人情報の漏洩等の事象は当社の信頼、ブランドイメージに大きな影響を及ぼし、業績、収益の低下につながる重大項目であると認識しております。しかしながら、今後、個人情報の一部が当社若しくは外部委託会社から漏洩する等、何らかの理由によって、個人情報が社外に漏出した場合には、当該取引先からの損害賠償請求若しくはブランドイメージの毀損等により、当社の財政状態及び経営成績が影響を受ける可能性があります。

当該リスクが顕在化する可能性は、以下の取り組みを行っていることでリスクの低減が図られております。

・ 個人情報保護について

当社は全ての顧客の個人情報の保護を、重要な社会的責務であると認識しており、個人情報の保護に関する法律その他の規範を遵守するため、「個人情報保護取扱基本規程」を始めとする諸規程を作成して、役職員に遵守させております。

・個人情報の収集について

当社は、顧客ご本人の同意なく顧客の個人情報を第三者に提供することを禁止しております。また、個人情報については保護方針を明示し、その範囲に関して事前に顧客や取引先の書面にて承諾をとっております。

・個人情報に係るセキュリティについて

当社では、個人情報に対する不正なアクセスを防止するために三つの施策を講じております。①マネージドファイアウォール(注1)を導入し、且つ、ウィルスによる不審なアクセスの振る舞い検知(注2)による24時間監視等をしております。②VPNを導入しており社外ネットワークに対して、社内情報へのアクセスを排他的に設定し、強固なセキュリティ体制を整えております。③MDM(注3)の導入により、社外で活動する営業社員の所持するすべてのラップトップパソコンとスマートフォンの情報を遠隔操作により消去できるため、紛失・置き引き等の万が一のケースでも情報漏洩を防ぐ管理体制を整えております。

当社はプライバシーマーク(Pマーク)を取得し、更新しております。

また、情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) を取得し、「保険代理店業務に関わるシステム開発、保守及び運用」を認証範囲としての適用を受けております。

その他、個人情報の取扱いについては役職員に対して定期的に注意喚起を実施して、情報保護の適切な運営体制に取り組んでおります。

- (注1) セキュリティ向上に資するファイアウォールの構築支援、運用管理などを一括して行うサービスです。
- (注2) 一般的な名称で、「不審な動きをしている」といった正常なプログラムには見られないウィルス特有の動きを見つけ出すことで、ウィルスを検知するもので、予測できないウィルスにも対応できるものを指します。
- (注3) Mobile Device Managementの略。ビジネスで使用するスマートフォンやタブレット端末などのモバイル デバイスを統合的・効率的に管理できるシステムのことです。

②広告宣伝活動について (顕在化可能性:中 / 影響度:中)

当社は、『マネードクター』の事業拡大のためのブランド認知度向上を目的として、テレビCMを中心とした広告 宣伝を積極的に行っており、それによる顧客獲得効果を見込んでおります。しかし、今後広告宣伝費の増加等によ り費用対効果が見込めない場合や、当初想定した認知度向上や顧客獲得効果が達成できない可能性は否定できませ ん。このような場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

当該リスクが顕在化する可能性は高くないと認識しており、広告宣伝活動の実施媒体、実施時期、実施期間、実施方法等を定期的に検討し対策を講ずることでリスクの軽減を図っております。

③新規事業に係るリスク (顕在化可能性:中 / 影響度:中)

新規事業展開の方針として、当社の本業である保険代理業を基軸とした派生分野への進出を開始しております。 将来の新規事業の展開は当社ブランド価値の向上に好影響を与え、主軸事業である保険代理業の伸展につながると 考えます。しかしながら、計画通りに新規事業展開ができない場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える 可能性があります。 当該リスクが顕在化する可能性は高くないと認識しておりますが、新規事業については段階的な進出・展開を行うことで効果を測定しながら進めており、中期事業計画に則った柔軟な計画変更によりリスクの軽減が可能と考えております。

④知的財産権について (顕在化可能性:小 / 影響度:小)

当社は、2020年1月7日の『FPパートナー』の当社商号や2021年1月14日の『マネードクター』をはじめ13件の商標権を登録しました。

2021年7月12日にボードゲーム「マネー&ハピネス」の商標権を出願し、現在登録査定待ちの状況です。

第三者の知的財産権を完全に把握することは困難であることから、今後知的財産権の侵害を理由とする訴訟やクレームが提起される可能性は否定できません。そのような事態が発生した場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

当該リスクが顕在化する可能性は低いと考えており、現段階において当社による第三者への知的財産権侵害は存在していないものと認識しております。今後についても、申請済の商標権以外にも新規事業や新サービスの提供を開始する場合には商標権等を積極的に取得することでリスクの軽減を図ってまいります。

Ⅲ. その他のリスク

①人材の確保について (顕在化可能性:中 / 影響度:大)

当社の事業は人材が重要であり、特に営業社員の確保は最も重要な経営課題のひとつであります。しかしながら、人員計画通りの採用ができず営業社員数の確保が困難になる可能性や退職者の増加により営業社員を維持することができない可能性があります。その場合、保険代理業において営業社員が不足し財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能があります。

当該リスクが顕在化する可能性は高くないと認識しており、営業社員数は毎年順調に増加しております。雇用情勢や市場環境の注視と併せて、従業員のエンゲージメント向上のための社内環境を整備することでリスクの軽減を図っております。

②大規模自然災害、戦争や感染症の流行について (顕在化可能性:小〜大 / 影響度:小〜大)

近年多発している台風・大雨による水害、風害、土砂崩れ等、地震による家屋倒壊、津波、火災等、戦争その他の動乱、感染症の流行によるもの等、あらゆる被害で顧客との面談機会が減少し当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、新型コロナウイルスやインフルエンザ等の感染症が流行した場合、顧客訪問による面談を行う機会が減少し、当社の営業活動に影響を及ばす可能性があります。当社では現在実施している「オンラインFP相談」により顧客及び営業社員の安全を確保したサービス体制を構築しておりますが、訪問面談数の減少を補うだけの効果が発揮できない場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

当該リスクについては事象によって顕在化する可能性や影響度合いに差が有りますが、既に感染が拡大している 新型コロナウイルスへの対応においては内勤社員のテレワーク環境の構築や「オンラインFP相談」見込顧客の開拓 の推進により影響を抑えることが出来ました。これは他の事象への対応においてもリスクの低減に有効に機能する と考えております。

③ブランド価値毀損について (顕在化可能性:中 / 影響度:大)

当社では、多大なコストと時間をかけてブランド価値を確立してきました。しかしながら正確な情報に基づかないソーシャルネットワーク上の誹謗・中傷、役職員の起こす事故・事件、情報漏洩に代表されるような法令違反や不祥事は完全に予測することができず、それに起因するブランド価値毀損発生の可能性を完全に否定することはできません。そのような場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

当該リスクが顕在化する可能性は高くないと考えておりますが、ブランド価値の毀損が起こらないよう、継続的な社員への研修や意識づけ、内部管理体制の強化などを実施しております。あわせて、企業理念の深い浸透、コンプライアンスの遵守を常に意識させるため、毎週実施している代表取締役社長による朝礼の講話、支社長会議、新入社員研修等により徹底を図っております。加えて有事の際に広報対応としてどのように対応するかを定めた「危機管理広報マニュアル」、「SNSリスク対応マニュアル」を策定いたしております。このような複合的な対策を行うことによりリスクの低減を図っております。

④役職員の不祥事に係るリスクについて (顕在化可能性:中 / 影響度:中)

当社役職員の業務全般に関しては保険業法をはじめ、関連法令等を遵守して業務に当たる姿勢が求められます。また、業務外においても適切でない商取引などに関与することの無いように注意を払う必要が有ります。しかしながら、これらに関する各人の意識欠如が役職員の不祥事等に繋がり、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

当該リスクが顕在化する可能性をより低減するために、業務全般に関してはコンプライアンス研修とテストを実施し法令遵守の周知徹底を図っております。また、お客様の声の報告と記録は、社内システムを使用して即時対応が可能であり、集計したお客様の声は月次で分析・社内公表し、全社員への周知とともに各支社の営業社員の研修資料として活用しております。当社はこのような体制を用いて、役職員への法令遵守体制の強化と維持をしております。また、業務外においても就業規則及び社会一般通念上の規範遵守はもちろんのこと、適切性の疑わしい事案などへの関与が無いように社内研修を通じて注意喚起し、周知しておりますので、リスクの低減は実現可能と考えております。

⑤減損等のリスクについて (顕在化可能性:小 / 影響度:小)

当社は、固定資産の減損に係る会計基準を適用しております。また、当社は合弁等により他社の有価証券を所有しております。当社が保有する固定資産について、経営環境の著しい悪化等による収益性の低下や市場価値の下落等により、減損損失が発生し、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

当該リスクが顕在化する可能性は低いと考えておりますが、固定資産の減損に係る会計基準等に従い、定期的に保有資産の将来キャッシュ・フロー等を算定し減損損失の認識・測定を行うことでリスクの軽減を図っております。

⑥特定人物への依存について (顕在化可能性:小 / 影響度:小)

当社代表取締役社長である黒木勉は、創業者として企業文化の創造、経営方針、戦略の決定等に重要な役割を果たしてまいりました。そのため、何らかの理由により同氏の業務遂行が困難になった場合、精神的支柱を失い、当社の事業運営に影響を及ぼす可能性があります。

当該リスクが顕在化する可能性は低いと考えており、現在は経営に関する重要事項の意思決定、判断は取締役会が行っているため、顕在化した場合の影響度も低減できると考えております。

⑦訴訟のリスクについて (顕在化可能性:中 / 影響度:小)

当社はその事業活動を遂行する過程において、当社の顧客若しくは取引先との取引上のトラブル、従業員との労働契約上のトラブルなど想定外の訴訟を受ける可能性があります。

実際に、過去の当社の賃金規定に起因した訴訟は現在までに16件の訴訟(うち2件は労働審判)が発生しましたが、全て和解解決を行っております。

2014年1月に金融庁が「保険会社向けの総合的な監督指針」等を一部改正したことにより、当社では営業社員との契約を2014年12月に業務委託契約から雇用契約に変更し、この際に新たに賃金規程を制定したことが背景にあり、業務委託契約時の内容を踏襲した賃金規程であったことと従来と同様な運用を行っていたことが訴訟発生の原因と考えられます。当時は営業社員の約2割の社員が賃金額より控除額が上回っており、この賃金規程に基づく、賃金の控除、控除に関する合意の有無、控除額が賃金額を上回った場合の請求など、賃金の計算方法が訴訟の主訴となっておりました。

当社は、こうした過去の事象を真摯に受け止め、弁護士や専門家の意見をもとに2017年12月に営業社員の賃金規程の改定を行ない、賃金の計算方法を改めました。同時に、組織体制や管理体制、営業社員への教育体制も見直し、営業社員を含めた従業員の働く環境整備にも努めてまいりました。この賃金規程改定以降は、同種同類の訴訟は発生しておりません。また、賃金規程改定以降、2年以上経過しており「賃金の消滅時効期間」を過ぎていることから訴訟の提起がなされた場合であっても請求が認められる可能性は低いと認識しております。

訴訟になった場合、状況によっては裁判が長期化することや、和解、敗訴に応じることにより、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

当該リスクが顕在化する可能性は高くないと考えており、営業社員のコンプライアンス研修等の推進、取引先との定例ミーティングを行うことで対外的なトラブルの防止・抑制を図っております。また、社内においても体制整備とエンゲージメントの向上を推進することでリスクの発生防止に努めております。

⑧配当政策について (顕在化可能性:小 / 影響度:小)

当社は、株主への利益還元を経営の重要課題のひとつと位置付けており、業績の推移、財務状況、今後の事業計画等を勘案し利益処分を継続的に行っていくことを基本方針としております。しかしながら、創業以来、事業の拡大に資する投資を優先してきましたので配当は実施しておらず、今後の実施時期についても未定です。

⑨ストック・オプションについて (顕在化可能性:小 / 影響度:小)

当社は、新株予約権によるストック・オプション制度を採用しております。本書提出日現在における新株予約権による潜在株式数は700,000株であり、発行済株式総数の7.0%に相当しております。今後も、優秀な人材の獲得及び確保を主たる目的としてストック・オプションの付与を継続する方針でありますが、これらストック・オプションの行使がなされた場合、当社株式上場後の株価動向によっては需給バランスに変動が生じ、適正な株価形成に影響を与える可能性があります。

⑩支配株主との関係について (顕在化可能性:小 / 影響度:小)

当社の支配株主である黒木勉は、当社の創業者であり代表取締役であります。

黒木勉と自身の資産管理会社である合同会社FPコンサルティング及び配偶者である黒木真澄を含めると、本書提出日現在で発行済株式総数の100%を所有しております。

黒木勉及び合同会社FPコンサルティングは、安定株主として引き続き一定の議決権を保有し、その議決権行使にあたっては、株主共同の利益を追求するとともに、少数株主の利益にも配慮する方針を有しておりますが、双方の意見が必ずしも一致するわけではないため、支配株主の利益追求により当社の少数株主利害を害される利益相反のリスクの可能性があります。

⑪当社株式の流動性について

当社の株主構成は代表取締役社長、代表取締役の配偶者、代表取締役社長の資産管理会社により議決権の過半数を所有されている会社となっており、本公募及び売出しによって当社株式の流動性の確保に努めることとしておりますが、㈱東京証券取引所の定める流通株式比率は新規上場時において26.1%にとどまる見込みです。上場直後においても代表取締役社長、代表取締役の配偶者、代表取締役の資産管理会社の合計持ち株比率が70.0%以上となりますが、今後は段階的に売り出しを行い、3年後を目途に流動株式比率を35.0%以上とすることで更なる流動性の確保を行います。

上記株主は安定株主として引き続き一定の議決権を保有し、その議決権行使にあたっては、株主共同の利益を追求するとともに、少数株主の利益にも配慮する方針を有しております。

また、当社の事業計画に沿った成長資金の公募増資による調達、上記株主への一部売出しの要請、ストック・オプションの行使による流通株式数の増加分を勘案し、これらの組み合わせにより、一層の流動性の向上を図っていく方針ではありますが、何らかの事情により上場時よりも流動性が低下する場合には、当社株式の市場における売買が停滞する可能性があり、それにより当社株式の需給関係にも悪影響を及ぼす可能性があります。

- 3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】
 - (1) 経営成績等の状況の概況

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下、「経営成績等」という。)の状況の概要は次のとおりであります。

① 財政状態及び経営成績の状況

第12期事業年度(自 2020年12月1日 至 2021年11月30日)

[経営環境]

当事業年度(2020年12月1日~2021年11月30日)のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大による継続的な緊急事態宣言等の発出の影響から経済活動が停滞し、厳しい状況となりました。2021年10月の緊急事態宣言解除後からはワクチン接種の進捗に伴い、飲食・旅行関連業種をはじめ、人の動きが戻り、今後はコロナ経口薬開発、GoToキャンペーン実施など経済活動に好影響とみられるテーマを控え、個人消費の回復期待が高まりつつあると考えます。

当業界においては、生命保険会社全42社の新契約年換算保険料が前年同期比32.5%増の8,874億円となり、コロナ前の水準に回復しつつあると言えます(松生命保険協会「生命保険事業概況 四半期統計(2021年4月~9月期)」より算出)これは各社においてWebを活用した非対面営業活動やオンラインセミナー、手続きのオンライン化などへの積極的な取り組みを実施したことで、顧客との接点をこれまで以上に持つ機会を得られたことが要因となっております。

しかしながら依然として先行き不透明感は継続していることから、さらなる経済環境の変化にも柔軟に対応できる体制の整備が求められております。当社においてもライフプランや資金計画を見直す必要が生じた顧客から保険以外も含めたお金に関する相談が今まで以上に寄せられており、家計・保障の見直し、資産運用の検討といった金融サービスに対するニーズは高まりを見せると考えられます。

上述の通り、経済環境及び生活環境の変化によって顧客のニーズは変化しやすく、また、ライフステージの変化に応じて資金計画や保障の見直しの必要が生じます。そのため、当社の主要事業であるファイナンシャルプランニングや 保険商品の販売においても、より顧客ごとにカスタマイズされたマネープランの検討や有益情報の提供が求められて おります。

このような事業環境のもと、当社は、経営方針として「顧客本位の業務運営方針の実行」、「保険募集事業の配信件数強化」、「社員教育のさらなる充実」、「新規事業の開発と事業化への取組み」、「内部管理体制のさらなる強化と教育の実行」を掲げて実行して参りました。併せて業務品質の向上のために全社員の意識を高位平準化すべく、今期より全社スローガンとして『Quality Focus』を掲げ、営業社員一人当たりの売上生産性向上、アッパーミドル顧客層の保険相談案件発掘による販売効率向上、内勤基幹社員の獲得による内部管理体制のさらなる強化と精緻化を目指して実行しております。

コロナ禍における業務対応として、前期に内勤社員におけるテレワーク体制の整備やオンラインでの通常業務遂行を実現しており、当事業年度においても顧客の利便性を確保しながら、今後、不測の事態が生じても事業継続が可能な体制を構築しております。

営業部門においては、急増しておりますオンラインFP相談サービスへのニーズと多様化する幅広い年齢層からのニーズに対応するため、2021年11月より新たなサービスとして『マネードクタープレミア』の提供を開始し、同時にコンセプトショップを開店いたしました。『マネードクタープレミア』はライフプランの作成から、資産形成のアドバイス、老後資金や相続といった「お金の終活」まで、お金に関するあらゆる相談ができる「お金の総合サービス」です。コンセプトショップでは「お客さまの大切なお金のことを安心してお話しいただける上質な空間」をコンセプトに、完全個室、オンラインミーティングルームを完備し、顧客がリラックスしてお話しいただける空間を演出し、ワンランク上の「お金の総合サービス」を提供いたします。

「マネードクター」ブランドに関しては2020年5月の新CMリリース及びWebサイトの全面リニューアル以降順調に浸透しており、一層のブランド認知の向上と潜在的顧客の発掘を図るため2021年11月16日よりCMのリニューアルを実施いたしました。この結果当社の認知度は、2020年5月の22.3%(㈱博報堂調べ)から2021年4月には39.1%(㈱電通調べ)と向上しており、TVCM、Web広告等経由の相談申し込み件数は2022年5月単月で1,155件と上昇しております。保険だけではないお金の相談相手として「マネードクター」のコンセプトに良い感想をいただいており、今後も「マネードクター」のブランディング強化策を積極的に継続実施してまいります。

「当期の業績〕

当社の顧客開拓における基盤のひとつであるリーズ(保険契約見込み顧客)獲得数に関してはブランド認知の向上効果もあり、コロナ禍にも拘らず対前年比23.2%増と大幅に伸展し、コロナ前である2019年11月期(2018年12月1日~2019年11月30日)と比較しても11.0%増と伸展をいたしました。

また、当事業年度において、提携企業からの集客件数は109,435件、自社集客からの集客件数は8,682件となっており、顧客数としては当事業年度で新規契約いただいた顧客数が92,467名(新契約年換算保険料約196億円)となり、総顧客数は2021年11月末で425,558名(前期末356,621名)と安定して顧客数の拡大を継続しております。更に当社は営業社員(外交員)の積極採用を継続して行い2021年11期末1,858名(前期末1,737名)と121名増加いたしました。

当事業年度の売上高は20,919,827千円と、緊急事態宣言やまん延防止重点措置が断続的に続くなか売上高計画値を 達成し、前期比20.9%増と前年実績を上回り、創業以来継続した売上高成長を実現いたしました。

売上原価に関しては外交員報酬及び法定福利費が計画通り増加したため14,757,388千円(前期比14.4%増)となりました。販売費及び一般管理費は新CMの展開等で広告宣伝費が計画通り増加したため4,427,279千円(前期比19.1%増)となりました。これにより営業利益は1,735,159千円(前期比152.2%増)、経常利益は1,814,394千円(前期比152.4%増)となりました。

第13期第2四半期累計期間(自 2021年12月1日 至 2022年5月31日) [経営環境]

当第2四半期累計期間(2021年12月1日~2022年5月31日)におけるわが国の経済は依然として新型コロナウイルス感染症の影響を受けており、2021年12月に一時的に減少していた新規感染者数は再び増加に転じ、飲食業・旅行業等においては再度経済活動の制限を余儀なくされておりました。

景気の先行きにつきましては、各種政策効果やワクチン接種が進み海外を中心に経済が持ち直していくことが期待されるものの、感染再拡大による国内外経済の下振れリスクなどを注視する必要があります。一方、主要各国では物価上昇や金融引き締めに対する懸念に加え、ロシアのウクライナ侵攻によりリスク回避の動きが見られ、主要株価指数は大幅に下落することとなりました。

生命保険業界においては回復傾向が表れており、生命保険会社全42社の2021年度(2021年4月~2022年3月)決算における新契約年換算保険料は1兆8,408億円と前年同期比15.4%増となっております。(他生命保険協会「生命保険事業概況」より算出)

当社においても引き続き感染拡大防止に努めながらの営業活動となりましたが、営業社員・内勤社員ともにオンラインFP相談やテレワークなどのコロナ禍対応の体制を構築してきたことで、大きな影響を受けることはありませんでした。

また、ライフプランや資金計画を見直す必要が生じた顧客から保険を含めたお金に関する相談は多く寄せられており、 今後も家計・保障の見直し、資産運用の検討といった金融サービスに対するニーズは高まりを見せると考えられま す。

そのような中、以下の取組から当社の業績は堅調に推移いたしました。

① 「マネードクター」ブランド認知度の向上

2022年4月より、これまで放映していたCMの続編として新CMの放映を開始いたしました。2021年11月より継続してCM放映を行った効果もあり、2022年4月に(株)電通が実施した保険代理店社名認知度調査において「マネードクター」の認知度は47.1%となり、前年同期比8.0Pt上昇いたしました。

当社Webサイトからの相談申込はCMとの相乗効果によって大幅に増加し、前年同期比71.7%増の4,546件と伸展いたしました。

② 保険契約見込顧客状況

前事業年度からの回復基調が継続し、当第2四半期累計期間の保険契約見込顧客数はコロナ禍にも関わらず前年同期比13.4%増の65,827件と伸展しております。当第2四半期累計期間は前述の当社サービスサイトを経由した集客が前年同期比71.7%増の4,546件と牽引し保険見込顧客数の増加に繋がりました。

③ 販売動向

老後の生活資金準備など資産形成ニーズの高まりを受け、貯蓄性・投資性商品を中心に販売量が増加しました。当第2四半期累計期間における生命保険の新契約件数は前年同期比15.8%増の77,833件、新契約年換算保険料も前年同期比17.1%増の9,719,461千円となりました。特に投資性商品である変額保険は引き続き堅調に推移しており、販売件数上位2商品合計の新契約件数が前年同期比25.3%増の19,930件、新契約年換算保険料では前年同期比33.6%増の3,971,447千円となりました。

また、コロナ禍からニーズの高まりを見せていた第三分野商品(医療保険、がん保険)においても、前々事業年度 以降に新たに取り扱いを開始した生命保険会社の商品を中心に販売量が増加し、当第2四半期累計期間における新契 約件数は前年同期比13.7%増の38,436件、新契約年換算保険料で前年同期比3.6%増の1,949,051千円となりました。 2022年5月末時点で生命保険会社22社、損害保険会社10社の計32社の取り扱いがあり、顧客のニーズを充足できる商 品ラインナップとなっております。

④ 「マネードクタープレミア」店舗集客の好状況

2021年11月12日の「マネードクタープレミア コレド日本橋店」オープンを皮切りに、2022年3月18日に「マネードクタープレミア ララガーデン長町」、同年4月28日に「マネードクタープレミア 東武池袋店」をオープンいたしました。CMとの相乗効果もあり、当第2四半期累計期間においては3店舗合計370件の来店予約を頂き、コレド日本橋店オープンと同時に開始したプレミアオンラインFP相談の申込も311件と堅調に推移しております。

プレミア店舗で実施したヒアリングでは相談内容の48%が「資産形成・老後の生活」であり、半数近くの顧客が当初からライフプランの作成による継続的なサービスを希望しております。このことから「マネードクタープレミア」店舗ではより多くの顧客との長期的な関係性の構築が期待できます。

上記の取組に加え、当第2四半期累計期間における新規入社者数(258名、前年同期比20.0%増)、営業社員1名当たりの月平均販売単価(新契約年換算保険料935千円、前年同期比13.7%増)も堅調に推移し業績の下支えとなっておりますので、引き続き業績向上に取り組んでまいります。

その結果、当第2四半期累計期間の売上高は12,203,332千円となりました。

(売上原価及び売上総利益)

当第2四半期累計期間の売上原価は、7,819,705千円となりました。これは主に、外交員報酬6,291,142千円、外交員法定福利費787,327千円、リーズ取得関連費719,634千円等によるものであります。この結果、売上総利益は4,383,627千円となりました。

(販売費及び一般管理費及び営業利益)

当第2四半期累計期間の販売費及び一般管理費は、2,344,537千円となりました。これは主に、広告宣伝費630,286千円、給料手当603,499千円等によるものであります。この結果、営業利益は2,039,089千円となりました。

(営業外損益及び経常利益)

当第2四半期累計期間において、受取家賃9,052千円、受取賃貸料5,288千円等により営業外収益が15,405千円、固定資産除却損6,445千円、支払利息4,066千円等により営業外費用が11,512千円発生しております。この結果、経常利益は2,042,983千円となりました。

(特別損益、法人税等及び四半期純利益)

当第2四半期累計期間において、特別利益及び特別損失の発生はありませんでした。法人税等は865,033千円となり、この結果、四半期純利益は1,177,949千円となりました。

a. 財政状態

当事業年度における財政状態は次のとおりであります。

(資産)

当事業年度における総資産は、前事業年度と比べ1,669,349千円増加し7,878,799千円となりました。これは主に、 税引前当期純利益の計上等により現金及び預金が1,065,384千円増加したことによるものです。

(負債)

当事業年度における負債は、前事業年度と比べ444,608千円増加し5,176,553千円となりました。これは主に、決算賞与の計上等により未払金が422,069千円、課税所得の増加により未払法人税等が624,461千円増加したこと及び返済により短期借入金が500,000千円、長期借入金が117,636千円減少したことによるものです。

(純資産)

当事業年度における純資産は、前事業年度と比べ1,224,741千円増加し2,702,245千円となりました。これは当期 純利益の計上により利益剰余金が1,224,741千円増加したことによるものです。

第13期第2四半期累計期間(自 2021年12月1日 至 2022年5月31日)

(流動資産)

当第2四半期会計期間末における流動資産の残高は、5,178,389千円(前事業年度末は4,058,095千円)となり、1,120,293千円増加しました。その主な要因は、税引前当期純利益の計上等により現金及び預金が増加したこと等によるものです。

(固定資産)

当第2四半期会計期間末における固定資産の残高は、3,852,242千円(前事業年度末は3,820,703千円)となり、31,538千円増加しました。その主な要因は、差入により敷金及び保証金が増加したこと等によるものです。

(流動負債)

当第2四半期会計期間末における流動負債の残高は、3,463,718千円(前事業年度末は3,438,824千円)となり、24,894千円増加しました。その主な要因は、課税所得の増加により未払法人税等が増加したこと等によるものです。

(固定負債)

当第2四半期会計期間末における固定負債の残高は、1,686,718千円(前事業年度末は1,737,729千円)となり、51,011千円減少しました。その主な要因は、返済により長期借入金が減少したこと等によるものです。

(純資産)

当第2四半期会計期間末における純資産の残高は、3,880,195千円(前事業年度末は2,702,245千円)となり、1,177,949千円増加しました。その主な要因は、四半期純利益を計上したことによるものです。

② キャッシュ・フローの状況

第12期事業年度(自 2020年12月1日 至 2021年11月30日)

当事業年度における現金及び現金同等物の期末残高は1,065,384千円増加し、3,086,367千円となりました。 当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は1,940,346千円(前期は82,905千円の支出)となりました。これは主に、その他資産の増加211,138千円により資金が減少した一方で、税引前当期純利益の計上1,814,394千円、その他負債の増加260,948千円により資金が増加したこと等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は257,326千円(前期は101,498千円の支出)となりました。これは主に、固定資産の取得による支出237,627千円、敷金及び保証金の差入による支出35,646千円等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は617,636千円(前期は53,286千円の支出)となりました。これは主に、短期借入金の借入による収入1,900,000千円、短期借入金の返済による支出2,400,000千円等によるものであります。

第13期第2四半期累計期間(自 2021年12月1日 至 2022年5月31日)

当第2四半期累計期間末における現金及び現金同等物は、4,241,307千円となりました。 当第2四半期累計期間末における各キャッシュ・フローの状況は以下の通りです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは1,323,750千円の収入となりました。その主な要因は、税引前四半期純利益2,042,983千円の計上、法人税等の支払664,343千円等によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは109,992千円の支出となりました。その主な要因は、固定資産の取得による 支出69,778千円等によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは58,818千円の支出となりました。その主な要因は、長期借入金の返済による支出58,818千円によるものです。

③ 生産、受注及び販売の実績

a. 生產実績

当社は生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

b. 受注実績

当社は受注活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

c. 販売実績

当社は「保険代理業」の単一セグメントであるため、事業ごとの販売実績を記載いたします。

サービスの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)	
生命保険代理店業	20, 025, 003	120.0	
損害保険代理店業	880, 605	144. 0	
その他の事業	14, 218	_	
合計	20, 919, 827	120. 9	

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は以下の通りです。

相手先	前事業年度 (自 2019年12月1日 至 2020年11月30日)		当事業年度 (自 2020年12月1日 至 2021年11月30日)		第13期第2四半期累計期間 (自 2021年12月1日 至 2022年5月31日)	
	売上高(千円)	百分比(%)	売上高(千円)	百分比(%)	売上高(千円)	百分比(%)
アクサ生命保険株式 会社	3, 450, 947	19. 9	5, 702, 208	27. 2	3, 278, 414	26. 9
東京海上日動あんし ん生命保険株式会社	3, 417, 467	19. 7	3, 209, 382	15. 3	2, 720, 282	22. 3
メットライフ生命保 険株式会社	2, 823, 125	16. 3	2, 937, 536	14.0	1, 402, 522	11.5

^{2.} 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次の通りであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

① 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。その作成には、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。これらの見積りについては、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りとは異なる場合があります。

また、重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定については、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項 重要な会計上の見積り」に記載のとおりであり、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 重要な会計上の見積り」に記載の翌事業年度の財務諸表に与える影響は、翌事業年度以降においても同様に影響を及ぼす可能性があります。

②経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 財政状態の分析

当社の財政状態の分析については、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 ①財政状態及び経営成績の状況」をご参照ください。

b. 経営成績の分析

第12期事業年度(自 2020年12月1日 至 2021年11月30日)

(売上高)

当社の売上高については、リーズ (保険契約見込み顧客)獲得数の伸展と営業社員数の純増により、20,919,827 千円 (前期比20.9%増)となりました。

(売上原価、販売費及び一般管理費、営業利益)

当事業年度の売上原価は、外交員報酬の増加等により、14,757,388千円(前期比14.4%増)となりました。また、 当事業年度の販売費及び一般管理費は、広告宣伝費が前事業年度に比べ295,695千円増加したこと等により、 4,427,279千円(前期比19.1%増)となりました。

この結果、当事業年度の営業利益は、1,735,159千円(前期比152.2%増)となりました。

(営業外損益、経常利益)

当事業年度の営業外収益は、前事業年度に比べ30,025千円増加し、92,216千円(前期比48.3%増)となりました。また、営業外費用は、前事業年度に比べ18,440千円減少し、12,981千円(前期比58.7%減)となりました。この結果、当事業年度の経常利益は、1,814,394千円(前期比152.4%増)となりました。

(当期純利益)

当事業年度は特別利益、特別損失は発生しておりませんが、法人税等(法人税等調整額を含む)589,653 千円を(前期比122.4%増)を計上した結果、当期純利益は1,224,741千円(前期比188.4%増)となりました。

第13期第2四半期累計期間(自 2021年12月1日 至 2022年5月31日)

(売上高)

当第2四半期累計期間の売上高は12,203,332千円となりました。

(売上原価及び売上総利益)

当第2四半期累計期間の売上原価は、7,819,705千円となりました。これは主に、外交員報酬6,291,142千円、外交員法定福利費787,327千円、リーズ取得関連費719,634千円等によるものであります。

この結果、売上総利益は4,383,627千円となりました。

(販売費及び一般管理費及び営業利益)

当第2四半期累計期間の販売費及び一般管理費は、2,344,537千円となりました。これは主に、広告宣伝費630,286千円、給料手当603,499千円等によるものであります。

この結果、営業利益は2,039,089千円となりました。

(営業外損益及び経常利益)

当第2四半期累計期間において、受取家賃9,052千円、受取賃貸料5,288千円等により営業外収益が15,405千円、固定資産除却損6,445千円、支払利息4,066千円等により営業外費用が11,512千円発生しております。

この結果、経常利益は2,042,983千円となりました。

(特別損益、法人税等及び四半期純利益)

当第2四半期累計期間において、特別利益及び特別損失の発生はありませんでした。法人税等は865,033千円となり、この結果、四半期純利益は1,177,949千円となりました。

c. キャッシュ・フローの分析

当社のキャッシュ・フローの分析については、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 ②キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

d. 資本の財源及び資金の流動性

当社の運転資金需要につきましては、外交員報酬、リーズ取得関連費等の売上原価並びに広告宣伝費等の販売費及び一般管理費等の営業費用であります。

運転資金につきましては、保険手数料収入等の営業活動により調達した資金にて対応しております。

今後も収益構造の強化と成長性の維持のため継続的な設備投資が必要となりますので、安定的な自己資金の確保を目指していきます。また、主に設備投資等の突発的な資金需要に対しても機動的に資金を調達できるよう、金融機関との間で総額20.5億円のコミットメントライン契約及び当座貸越契約を締結しており、流動性リスクに備えております。

e. 経営戦略の現状と見通し

当社が今後も持続的に成長していくためには、経営者は「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」及び「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載した課題に対応していくことが必要であると認識しております。経営者は外部環境の変化についての情報入手及び分析を継続的に行い、適切な対応策を策定し実施していく方針であります。

f. 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社の経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」をご参照ください。

g. 目標とする経営指標

当社は売上高及び営業利益を重要な指標としております。それぞれの経営指標は、月次でPDCAサイクルを回して進捗状況をレポートし、毎月15日までの取締役会にて月次業績報告書として分析結果を報告しております。当事業年度の売上高及び営業利益については、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容 ②当事業年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容 b. 経営成績の分析」をご参照ください。

h. 経営者の問題意識と今後の方針について

経営者の問題意識と今後の方針については、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」をご参照ください。

4 【経営上の重要な契約等】

(1) 代理店業務委託契約

①生命保険会社

代理店業務委託契約を締結している生命保険会社は次の通りです。契約の概要は、保険募集の媒介を行い、締結に至ったものにつき代理店手数料を受けるというものです。

生命保険会社(22社)

アクサ生命保険株式会社
アクサダイレクト生命保険株式会社
アフラック生命保険株式会社
エヌエヌ生命保険株式会社
FWD生命保険株式会社
オリックス生命保険株式会社
ジブラルタ生命保険株式会社
ソニー生命保険株式会社
SOMPOひまわり生命保険株式会社
第一フロンティア生命保険株式会社
チューリッヒ生命保険株式会社
東京海上日動あんしん生命保険株式会社
なないろ生命保険株式会社
ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社
日本生命保険相互会社
ネオファースト生命保険株式会社
はなさく生命保険株式会社
マニュライフ生命保険株式会社
三井住友海上あいおい生命保険株式会社
メットライフ生命保険株式会社
メディケア生命保険株式会社
ライフネット生命保険株式会社

上記各契約の大層は、有効期間を1年間とし、事前に当事者から何等の申出がない場合にはさらに1年間自動更 新され、以降も同様です。

②損害保険会社

代理店業務委託契約を締結している損害保険会社は次のとおりです。当該契約の概要は、保険募集の代理等を行い、契約締結に至ったものにつき代理店手数料を受けるというものです。

損害保険会社(10社)

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
AIG損害保険株式会社
セコム損害保険株式会社
ソニー損害保険株式会社
損害保険ジャパン株式会社
Chubb損害保険株式会社
東京海上日動火災保険株式会社
三井住友海上火災保険株式会社
楽天損害保険株式会社
三井ダイレクト損害保険株式会社

上記各契約の有効期限は無期限若しくは1年間であり、当事者の双方の同意若しくは、当事者の一方の申出により解除することができます。有効期間が1年間の契約は、事前に当事者から何等の申出がない場合にはさらに1年間自動更新され、以降も同様です。

(2) 合弁契約

当社は、au経済圏における顧客の家計見直し相談サービスの面談予約紹介数の拡大とauグループの顧客の利益を最大化することを目的に、auアセットマネジメント株式会社と合弁にてauフィナンシャルパートナー株式会社を設立する契約を締結しました。

契約締結日は、2019年10月1日で有効期間は、2023年3月31日までとし、本契約期間満了6ヶ月前までに当事者から何等の申出がない場合にはさらに1年間延長され、以降も同様です。

(3) 業務委託契約

①金融商品仲介業

金融商品仲介業に係る業務委託契約を締結している証券会社等は次の通りです。当該契約の概要は、金融商品の売買の媒介を行い、契約締結に至ったものにつき手数料を受けるというものです。

PWM日本証券株式会社

株式会社SBI証券

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第12期事業年度(自 2020年12月1日 至 2021年11月30日)

当事業年度において実施した設備投資等(無形固定資産含む)の総額は42,919千円であり、その主な内容は、店舗・事務所内装工事35,374千円であります。

当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

なお、当社は保険代理業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2 【主要な設備の状況】

2021年11月30日現在

						2021年11万、	O H OUT
事業所名	セグメントの 設備の			従業員数			
(所在地)	名称	内容	建物	土地 (面積㎡)	その他	合計	(名)
本社 (東京都文京区)	保険代理業	事務所用設備	19, 293	— (—)	1, 602	20, 895	159
FP秋葉原ビル (東京都千代田区)	保険代理業	事務所用設備	161, 497	199, 525 (132. 62)	_	361, 023	115
FP外神田ビル (東京都千代田区)	保険代理業	事務所用設備	72, 721	141, 703 (102. 74)	_	214, 424	18
FP神田ビル (東京都千代田区)	保険代理業	事務所用設備	116, 193	138, 943 (106. 12)	_	255, 136	52
FP日本橋ビル (東京都中央区)	保険代理業	事務所用設備	175, 334	207, 872 (118. 47)	_	383, 206	56
FP浅草橋ビル (東京都台東区)	保険代理業	事務所用設備	81, 540	400, 151 (295. 04)	72	481, 764	124
市谷五番町コート (東京都千代田区)	保険代理業	事務所用設備	42, 104	180, 045 (432. 16)	_	222, 149	45
FP名古屋ビル (愛知県名古屋市中区)	保険代理業	事務所用設備	50, 990	294, 791 (201. 05)	0	345, 782	75
FP心斎橋ビル (大阪府大阪市中央区)	保険代理業	事務所用設備	135, 871	264, 369 (266. 21)	253	400, 495	110

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
 - 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 - 3. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品であります。
 - 4. 上記の他、他の者から賃借している設備の内容は下記のとおりであります。

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	年間リース料 (千円)	リース契約残高 (千円)
本社 (東京都文京区)	保険代理業	事務所用設備	157	_

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等 (2022年7月31日現在)

事業所名	セグメントの名	割供の土皮	投資子	予定額	次人到去十分	**F	完了予定	完成後の
(所在地)	称	設備の内容	総額 (千円)	既支払額 (千円)	資金調達方法	着手年月	年月	増加能力
保有顧客向けカス タマーデータプラ ットフォーム構築	保険代理業	顧客向けフ ォローシス テム	199, 800	_	増資資金	2022年12月	2023年12月	_
システムインフ ラの強化	保険代理業	システムセ キュリティ の強化	23, 000	-	増資資金	2022年12月	2023年3月	_
顧客用アプリ開 発	保険代理業	顧客用スマ ートフォン 向けアプリ	45, 250	-	増資資金	2022年12月	2023年3月	_
マネードクター 店舗出店予定 (2023年11月 期)11店舗	保険代理業	店舗設備	330, 000	-	増資資金	2022年12月 以降	2023年11月 まで	_
マネードクター 店舗出店予定 (2024年11月 期)13店舗	保険代理業	店舗設備	390, 000	-	瑁貨貨金	2023年12月 以降	まで	_
FP名古屋ビル (名古屋市)	保険代理業	自社ビル建 て替え	790, 000	-	増資資金	2022年12月 以降	2024年11月	_
FP心斎橋ビル (大阪市)	保険代理業	自社ビル建 て替え	850, 000	_	増資資金	2022年12月 以降	2024年11月	_

⁽注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はございません。

第4 【提出会社の状況】

- 1 【株式等の状況】
 - (1) 【株式の総数等】
 - ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	40, 000, 000
計	40, 000, 000

② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	10, 000, 000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容 に何ら限定の無い当社における標 準となる株式であります。なお、 単元株式数は100株であります。
1	10, 000, 000	_	_

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストック・オプション制度の内容】

第1回新株予約権

ALT DANIER I WHE	
決議年月日	2020年9月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	(注) 7.
新株予約権の数(個)※	700,000 (注) 1.
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 700,000 (注) 1.
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	400 (注) 2.
新株予約権の行使期間※	自 2020年10月2日 至 2032年10月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発 行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 410 (注) 2.6. 資本組入額 205
新株予約権の行使の条件※	(注) 3.
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 5

※ 最近事業年度の末日(2021年11月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2022年7月31日)において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、該当時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付される当社株式 1株当たりの払込金額に新株予約権の目的となる株式数を乗じた額とします。ただし、新株予約権 割当日の後、下記の各事由が生じた場合は、払込価額をそれぞれ調整するものとします。なお、 調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。 (1) 当社が時価を下回る価額で新株式を発行

既発行株式数+新規発行株式数

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社発行済株式数から、当社が保有する 自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」 を「処分する自己株式数」に、「新株式発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替 えるものとします。

(2) 当社が普通株式の分割又は併合を行う場合

調整後行使価額 × 調整前行使価額 × <u>分割・合併の比率</u>

(3) 当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とする やむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的 な範囲で行使価額を調整するものとします。

3. 新株予約権行使の条件

- (1) 本新株予約権の割当を受けた者(以下、「受託者」という。)は、本新株予約権を行使することができず、かつ、本新株予約権の発行に際し別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者(以下、「本新株予約権者」という。)のみが本新株予約権を行使できることとします。
- (2) 本新株予約権者は、本新株予約権の割当日後の下記(e)に定められる期間において、次の(a)から(d)に掲げる各事由が生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができないものとします。
 - (a) 判定価格 (下記(e) に定義する。以下同じ。)を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合(払込金額が会社法第199条第3項・同法第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。)。
 - (b) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、判定価格を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき(当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。)。
 - (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、判定価格を下回る価格となったとき。
 - (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、DCF法並びに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が判定価格を下回ったとき(ただし、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が本項への該当を判断するものとします。)。
 - (e)上記(a)乃至(d)における「判定価格」を以下のとおり定義しております。
 - (i) 割当日から1年間: 行使価額に100%を乗じた価格
 - (ii) 割当日の1年後から1年間: 行使価額に200%を乗じた価格

- (3) 本新株予約権者は、本新株予約権を行使する時まで継続して、当社又は当社の子会社・関連会社の役員及び従業員並びに顧問契約・業務委託契約を締結している者であることを要することとしております。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではありません。
- (4) 本新株予約権は当社の株式が日本国内又は国外の証券取引所に上場した場合に限り行使することができるものとします。ただし、当社取締役会の決定により承認を得た場合はこの限りではありません。
- (5) 本新株予約権者が死亡した場合は、本新株予約権の相続は認められません。ただし、当社取締役会の決定により承認を得た場合はこの限りではありません。
- (6) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできません。
- (7) 本新株予約権1個未満の行使を行うことはできません。

4. 本新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは 分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会 の承認 (株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社 取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができま す。
- (2) 本新株予約権者が権利行使をする前に、上記(注) 3. に定める規定により本新株予約権の 行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができます。
- (3) 当社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができるものとし、会社 法第274条第3項に基づく本新株予約権者に対する通知は、本新株予約権者の法定相続人のう ち当社が適切と判断する者に対して行えば足りるものとします。ただし、法令の解釈によりか かる通知が不要とされる場合には、通知を省略して本新株予約権を無償で取得することができ るものとします。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、(注) 1. に準じて決定します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注) 2. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記 (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額と
- (5) 新株予約権を行使することができる期間 本新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれ か遅い日から本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する 事項

増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とします。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。増加する資本準備金の額は、上記資本金等増加限度額から、上記増加する資本金の額を減じた額とします。

- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとします。
- (8) その他新株予約権の行使の条件 注3に準じて決定します。

します。

- (9) 新株予約権の取得事由及び条件 注4に準じて決定します。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定します。
- 6. 本新株予約権は、新株予約権1個につき10円で有償発行しております。
- 7. 当社の代表取締役である黒木勉は、当社の現在及び将来の役職員等に対する中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与を目的として、2020年9月29日開催の臨時株主総会決議に基づき、2020年10月2日付で税理士小川実を受託者として「新株予約権信託」(以下「本信託(第1回新株予約権)」という。)を設定しており、当社は本信託(第1回新株予約権)に対して、会社法に基づき2020年10月2日に第1回新株予約権(2020年9月29日臨時株主総会決議)を発行しております。本信託(第1回新株予約権)は、当社の役職員等に対して、将来の功績に応じて、小川実に付与した第1回新株予約権700,000個を分配するというものであり、既存の新株予約権を用いたインセンティブ・プランと異なり、当社の役職員等に対して、将来の功績評価を基に将来時点でインセンティブの分配の多寡を決定することを可能とし、より一層個人の努力に報いることができるようにするとともに、将来採用された当社の役職員等に対しても、関与時期によって過度に差が生じることなく同様の基準に従って新株予約権の分配を可能とするものであります。第1回新株予約権の分配を受

けた者は、当該第1回新株予約権の発行要項及び取扱いに関する契約の内容に従って、当該新株予 約権を行使することができます。

本信託 (第1回新株予約権) は4つの契約 (A01からA04まで) により構成され、それらの概要は以下のとおりであります。

名称	新株予約権信託
委託者	黒木 勉
受託者	小川 実
受益者	受益者候補の中から本信託(第1回新株予約権)に係る信託契約の定めるところにより指定された者
信託契約日(信託契約開始日)	2020年10月2日
信託の種類と新株予約権数	(A01) 250,000個 (A02) 150,000個 (A03) 150,000個 (A04) 150,000個
交付日	(A01) 上場後1年が経過する日の翌営業日(A02) 上場後3年が経過する日の翌営業日(A03) 上場後5年が経過する日の翌営業日(A04) 上場後7年が経過する日の翌営業日
信託の目的	(A01)に第1回新株予約権250,000個(1個あたり1株相当) (A02)に第1回新株予約権150,000個(1個あたり1株相当) (A03)に第1回新株予約権150,000個(1個あたり1株相当) (A04)に第1回新株予約権150,000個(1個あたり1株相当)
受益者適格要件	当社及び当社の子会社・関連会社の取締役、監査役及び従業員並び に顧問及び業務委託先等の社外協力者の中から、当社が定める交付 ガイドラインに従い交付日の10営業日前までに受益者を選定し、受 益者の確定手続きが完了した後、受益者が確定します。

- ② 【ライツプランの内容】 該当事項はありません。
- ③ 【その他の新株予約権等の状況】 該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2018年7月2日 (注) 1	1,800	2, 000	90, 000	100, 000	-	_
2020年8月16日 (注) 2	9, 998, 000	10, 000, 000	_	100,000	_	_

- (注) 1.有償第三者割当 発行価格50,000円 資本組入額50,000円 割当先 黒木勉900株 黒木真澄100株 合同会社FPコンサルティング800株
- (注) 2.2020年8月16日付けで普通株式1株につき5,000株の割合で株式分割を実施いたしました。

(4) 【所有者別状況】

2022年7月31日現在

	2022								
	株式の状況(1単元の株式数 100株)								
区分	政府及び	△融機員 金融商品 その		金融商品 その他の		去人等	個人	⇒ 1.	単元未満 株式の状 況
	地方公共 団体	金融機関	取引業者	7.引業者 法人	個人以外	個人	その他	計	(株)
株主数 (人)	_	_	_	1	_	_	2	3	_
所有株式数 (単元)	_	_	_	50, 000	_	_	50,000	100, 000	_
所有株式数 の割合(%)	_	_		50. 0	_	_	50. 0	100.0	_

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2022年7月31日現在

		1011 · /101 P /2/12
株式数(株)	議決権の数(個)	内容
_	_	_
_	_	_
_	_	_
_	_	_
10, 000, 000	100,000	_
_	_	_
10, 000, 000	_	_
_	100, 000	_
	- - - - 10, 000, 000	

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】 該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】 該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】 該当事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】 該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主への利益還元を経営の重要課題のひとつと位置付けており、業績の推移、財務状況、今後の事業計画等を勘案し利益処分を検討していくことを基本方針としております。しかしながら、創業以来、事業の成長戦略に資する投資を優先してきましたので配当は実施しておらず、今後も成長投資に振り向けていく所存です。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。機動的な配当政策を図り、株主の皆様への利益配分を充実させるため、剰余金の配当等の決定機関を取締役会とし、中間配当も取締役会の決議としております。

内部留保資金の使途につきましては、今後の事業展開への備えとすることとしております。

なお、当社は中間配当を行うことが出来る旨を定款にて定めております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

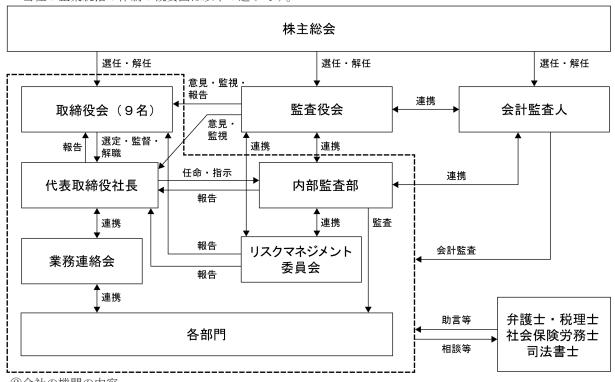
(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社は、株主重視の基本方針に基づき、継続企業としての収益の拡大と企業価値の向上のため、経営管理体制を整備し、経営の効率化と迅速化を進めてまいります。同時に、社会における企業の責務を認識し、各種サービスを通じた社会貢献、当社を取り巻く利害関係者の調和ある利益の実現に取り組んでまいります。これらを踏まえ、経営管理体制の整備にあたり、事業活動の透明性及び客観性を確保すべく、業務執行に対するモニタリング体制の整備を進め、適時情報公開を行ってまいります。

①企業統治の体制

当社の企業統治の体制の概要図は以下の通りです。



②会社の機関の内容

a 取締役会

当社の取締役会は代表取締役社長の黒木勉又は代表取締役社長の指名する者が務め、毎月原則2回招集し、取締役(田中克幸、伊東伸一、安達健二、齋藤巧、桑原隆)及び社外取締役(菅野良三、緒方延泰、井阪喜浩)の9名が出席し、法定、定款及び取締役会規程に定められた事項、その他経営上の重要事項の協議及び決議を行っております。必要に応じて随時開催することができると定めております。なお、取締役会には監査役が出席し、必要に応じて意見を述べる等、取締役の業務執行状況を監査しております。

b 監査役会

当社は、監査役会設置会社に該当します。監査役監査基準を規程化し、常勤監査役1名、非常勤監査役2名 (黒須篤夫、中川真紀子)が独立した立場から監査しております。当該機関の長は、太田賢孝(常勤監査役)で あります。

c 内部監査

当社は、内部監査部を設置しております。内部監査人4名は、事業の適正性を検証し、業務の有効性及び効率性を担保することを目的として、計画に基づいて内部監査を実施しております。監査結果を代表取締役社長へ報告するとともに、監査対象となった部門に対しては業務改善のための指摘を行い、改善状況について後日確認をしております。

d 会計監査人

当社では、PwC京都監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から会計監査を受けております。

e リスクマネジメント委員会

代表取締役社長の黒木勉を委員長とする「リスクマネジメント委員会」を設置してリスク管理を行うこととしております。「リスクマネジメント委員会」は、取締役(田中克幸、伊東伸一、安達健二、齋藤巧、桑原隆)、業務品質部長の吉田達朗、リスクマネジメント部長の礒田健及び弁護士の田中尚幸(トップランナー法律事務所)を委員とし、当社に関する全社的・総括的なリスク管理の報告及び対応策検討の場と位置づけております。

f 業務連絡会

取締役(黒木勉、田中克幸、伊東伸一、安達健二、齋藤巧、桑原隆)、執行役員(市勢善浩、宇津木和志、浅田裕二、岩水忠実、大下正樹、熊谷周一郎、平田文夫、丸山明仁)、ライン部長(吉田達朗、松下涼也)出席のもと連絡事項の共有を図り各部署に連携しております。当該機関の長は、代表取締役社長の黒木勉であります。

③当該体制を採用する理由

当社は、上記のとおり、株主総会、取締役会、監査役会を設置し、日常的な業務監査等を担う役割として内部監査部を設置しており、これらの各機関が相互に連携することによって、企業価値を向上させるための効率的な監査体制を維持しております。

④内部統制システムの整備の状況

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、「内部統制システム基本方針」を定め、この基本方針に則り、内部統制システムの整備・運用を行っております。以下の体制から、今後もコンプライアンス体制の維持・強化と内部統制システムの充実に努めてまいります。

- a. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) コーポレート・ガバナンス

イ) 取締役及び取締役会

- i) 取締役会を原則毎月2回開催とし、さらに必要に応じて適宜、取締役会を開催し、経営の基本方針及び業務執行の重要事項の決定を行うとともに、各取締役相互に職務執行状況を監督する。また、経営責任を明確にするとともに経営環境の変化に対応して最適な経営体制を機動的に構築するため、取締役の任期を1年とする。
- ii) 取締役会は、内部統制システム基本方針を決定し、取締役が、適切に内部統制システムを構築・運用し、それに従い職務執行しているかを監督する。

ロ) 監査役及び監査役会

監査役は、法令に定める権限を行使するとともに、会計監査人と連携して「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行の適正性について監査を実施する。

ハ)内部監査部門

内部監査部は代表取締役社長直轄の独立部門として、各部・支社の職務執行状況をモニタリングし、コンプライアンス体制を含む内部統制システムが有効に機能しているかを検証し、これらの結果を取締役会に報告する。

(b) コンプライアンス

イ) コンプライアンス体制

取締役及び使用人が遵守すべき行動規範として、コンプライアンス規程、コンプライアンス基本方針、コンプライアンス・マニュアルを定める。業務品質部を設置し周知徹底する体制を整備する。

口) 内部通報制度

コンプライアンス違反の早期発見のための「内部通報窓口」を社内外に設置し、通報があった事案については通報者保護を優先し、適切かつ迅速に対応する体制を整備する。

ハ) 反社会的勢力との関係遮断

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な活動や勢力に対して毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。

二) 懲戒処分

使用人による法令違反等が発生した場合、懲罰委員会に諮った上で、懲罰規程などに則り公正な処分を行う。

- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (a) 取締役及び使用人の職務の執行に係る情報に関し、「文書管理規程」に基づき、保存対象文書、保存期間及び文書管理責任者を定め、情報の保存及び管理体制を整備する。
 - (b) 取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。
- c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (a) 取締役及び各職位にある使用人は、「職務権限規程」に基づき、その職務の執行に必要な権限を付与される とともに、その範囲内で職務の執行に伴うリスクを管理し、結果について責任を負う。会社に重大な影響を 与えるリスクが認識されたときは、その内容と対応策につき、取締役会へ報告する体制を構築する。
 - (b) 重要な投資等の個別案件については、「職務権限規程」及び「稟議規程」に基づき、取締役会の付議事項と する。さらに法令・定款及び案件の重要度に応じ、株主総会の付議事項とする。
 - (c) 各営業部門及び管理部門は、自部門の業務の適正又は効率的な遂行を阻害するリスクを洗い出し、適切にリスク管理を実施する。
 - (d) 各管理部門はリスク管理のための方針・体制・手続等を定め、リスク状況を把握し適切に管理する。
 - (e) 内部監査部は、各業務執行部門のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に取締役会に報告する。
 - (f)経営全般に関する損失の危険については、「リスク管理規程」を制定し、当該損失の危険の重要性に応じ、 取締役会に報告し適切な議論を行い、当該損失の危険に対し必要な対策を決定する。
- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (a) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、経営の基本方針、経営戦略及び経営計画等、 全取締役・使用人が共有すべき全社目標を定め、その浸透を図るとともに、全社目標達成に向けて取締役・ 使用人各自が実施すべき目標を定める。
 - (b) 取締役会において取締役の担当を決定するとともに、「職務権限規程」「職務分掌規程」において各取締役・使用人の役割分担、権限、責任及び意思決定のルールを明確に定める。
- e. 企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (a) 当社は経営の健全性及び効率性の向上を目指し、関係会社について、取締役、監査役及び使用人を必要に応じて派遣するとともに、当社内に主管部門を定め、「関係会社管理規程」に基づき、関係会社に対し適切な管理を行う。当該部門は、関係会社の事業運営に関しては、その自主性を尊重するとともに事業内容の定期的な報告を受け、特に重要な事項については取締役会への報告を行う。
 - (b) 主管部門は、主管する関係会社がその業務の適正又は効率的な遂行を阻害するリスクを洗い出し、適切にリスク管理を行えるよう指導及び支援する。
 - (c) 内部監査部は関係会社に対して定期的な監査を行い、監査結果については、取締役会に報告する。
- f. 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合の当該使用人に関する事項
 - (a) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、知見を十分に有する適任者を置くこと にする。
 - (b) 補助すべき使用人は監査役付の発令を受け、監査役の指示に従いその職務を行うこととする。
- g. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - (a) 前号の使用人の取締役からの独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動等人事権に係る事項の決定には、監査役の事前の承認を要するものとする。

- h. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する事項
 - (a) 監査役は、取締役会以外にも業務連絡会等の業務執行の重要な会議へ出席し、当社における重要事項や損害を及ぼすおそれのある事実等について報告を受ける。
 - (b) 取締役及び使用人は、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を監査役に報告する。
 - (c) 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合、すみやかに、監査役に報告する。関係会社についても、その取締役及び使用人が当社の監査役に報告を行う体制とする。上記に拘わらず監査役は必要に応じ、いつでも取締役・使用人に報告を求めることができる。なお、監査役に報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制とする。
- i. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (a)監査役が代表取締役社長に対する独立性を保持しつつ適正かつ実効的な監査を行える体制とする。なお、監査役は監査の実施に当たり必要と認めるときは、内部監査部、会計監査人との連携を図るとともに、代表取締役社長との定期的な情報交換等を行っていくこととする。
 - (b) 監査役の職務の執行について生ずる費用については、当該監査役の職務に必要でないことを証明した場合を 除き、当該監査役の請求等に従い支払いうものとする。
 - (c) 監査役が必要と認めるときは、弁護士、公認会計士その他の外部アドバイザーを任用することができる。
- j. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は金融商品取引法に基づく内部統制報告制度への対応を企業基盤強化のインフラ整備の一環として位置づけ、財務報告の信頼性を確保するために、当該財務報告に係る内部統制の有効かつ効率的な整備・運用及び評価を適切に実施するための体制を整備する。

⑤リスク管理体制の整備の状況

経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、必要に応じて外部の専門家に照会を行った上で対処するとともに、取締役会に報告しその対応策について協議しております。

また、情報システムの保護について最大限の注意を払っており、情報システムの取り扱いに関する運用を徹底しております。システム障害に関しましても、サービスの安定供給を図るためのセキュリティ対策、コンピュータ・ウイルス等の侵入やハッカーによる妨害等を回避するために必要と思われる策をとっております。

⑥取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款で定めております。

⑦取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席 し、その議決権の過半数をもって行う旨及び選任決議は、累積投票によらない旨を定款で定めております。

⑧株主総会の特別決議要件

当社は、取締役の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

⑨責任限定契約の内容

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)及び監査役との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額としております。

⑩役員等との間で締結している補償契約の内容

当社は、取締役及び監査役との間に、会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用及び第2号の 損失について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失が無いときは、当社が補償する旨の契約を締結しておりま す。

⑪役員等を被保険者として締結している役員賠償責任保険契約の内容

当社は、取締役及び監査役を被保険者として役員賠償責任保険を締結しております。故意又は重過失に起因する場合を除き、当該保険契約により被保険者の職務執行に起因する行為によって損害賠償請求がなされた場合に被保険者が被り得る法律上の損害賠償金及び訴訟費用等の損害を補填することとしております。なお、保険料は全額当社が負担しております。

②責任免除の内容

当社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項に定める取締役及び監査役の損害賠償責任を、 法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定めております。

(3)自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定に従い、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするために、株主総会の決議によらず取締役会の決議により必要に応じた自己株式の取得を可能とする旨を定めております。

④剰余金の配当等の決定

当社は、機動的な配当政策を図り、株主への利益配分を充実させるため、会社法第459条の規定に基づき、剰余金の配当等の決定機関を取締役会とすることができる旨を定めております。

① 中間配当

当社は、中間配当を取締役会の決議により実施できる旨を定めております。

(2) 【役員の状況】

①役員一覧

男性11名 女性1名(役員のうち女性の比率8.3%)

役職名	氏名	生年月日		略壓	任期	所有株式数 (株)			
			1992年4月	朝日信用金庫入社					
			1999年1月	アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー					
			1999平1月	(現メットライフ生命保険株式会社) 入社					
			2005年1月	株式会社東京データセンター設立 取締役					
			2005年3月	株式会社エフピーコンサルティング 設立 代表取締役					
代表取締役 社長	黒木 勉	1967年11 月29日	2007年4月	株式会社サイネックス・ファイナンシャル・プランニン グ 代表取締役社長	(注) 3	9,500,000 (注)5			
仁文		月 29 日	2008年6月	株式会社サイネックス 取締役		(任) 5			
			2012年3月	株式会社サイネックス・ファイナンシャル・プランニン グ 取締役					
			2017年12月	合同会社FPコンサルティング設立 代表社員(現任)					
					2018年1月	当社 代表取締役社長(現任)			
				2019年10月	auフィナンシャルパートナー株式会社 取締役				
		P 克幸 1966年9 : 月5日 : 2		1990年4月	東京生命保険相互会社(現T&Dフィナンシャル生命保険 株式会社)入社				
	専務取締役 兼 経営企画部 長							アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー	
専務取締役			2000年1月	(現メットライフ生命保険株式会社) 入社					
兼			5幸	1966年9	2013年7月	ほけんの窓口グループ株式会社入社	(注) 3	_	
				2014年5月	あんしんFPパートナー株式会社(現株式会社FPパートナー)入社	(生) 3	_		
			2015年11月	あんしんFPパートナー株式会社(現株式会社FPパートナー) 取締役					
			2018年1月	当社 専務取締役兼経営企画部長 (現任)					
			1979年6月	日本国有鉄道 入社					
			1984年2月	有限会社伊東製作所 入社					
常務取締役 兼 営業本部長		伊東 伸一 1960年1 月22日	伊東 伸一 1960年1 月22日	1060年1	2002年6月	AIGスター生命株式会社(現 ジブラルタ生命保険株式会社) 入社			
	伊東 伸一			2013年10月	あんしんFPパートナー株式会社(現株式会社FPパートナー) 入社	(注) 3	_		
			2017年12月	当社、執行役員					
			2021年11月	当社 常務取締役兼営業本部長(現任)					

役職名	氏 名	生年月日		略歷	任期	所有株式 数(株)
取締役 兼 安達 損保事業部長		全型 (200 200 200 200 201 201 201 201 201 202 202	1995年4月 2000年1月 2004年9月	東京生命保険相互会社(現T&Dフィナンシャル生命保険株式会社)入社アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー(現メットライフ生命保険株式会社)入社東京海上日動あんしん生命保険株式会社入社		
	安達 健二		2014年4月 2015年11月 2018年1月 2020年10月 2022年5月	株式会社エフピーコンサルティング入社 株式会社エフピーコンサルティング 取締役 当社 取締役(現任) auフィナンシャルパートナー株式会社 取締役(現 任) 当社 取締役兼損保事業部長(現任)	(注) 3	_
取締役 兼 人事部長	齋藤 巧	1974年12 月28日	1997年4月 2003年7月 2010年3月 2012年10月 2013年12月 2018年1月 2018年10月 2022年5月	安田生命保険相互会社(現明治安田生命保険相互会社)入社 アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー (現メットライフ生命保険株式会社)入社 東京海上日動あんしん生命保険株式会社入社 あんしんFP株式会社(現株式会社FPパートナー)出向、代表取締役 あんしんFPパートナー株式会社 (現株式会社FPパートナー)代表取締役 当社 取締役兼管理部長 一般社団法人日本家計検定協会 監事 当社 取締役兼人事部長(現任)	(注) 3	-
取締役 兼 新規事業開発 部長	桑原 隆	1970年8 月23日	1994年4月 2001年4月 2008年12月 2018年10月 2019年8月 2020年2月	東京生命保険相互会社 (現T&Dフィナンシャル生命保険株式会社)入社 アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー (現メットライフ生命保険株式会社)入社 東京海上日動あんしん生命保険株式会社入社 当社 入社 当社 新規事業開発部長(現任) 当社 取締役(現任)	(注) 3	_

役職名	氏	名	生年月日		略 歴	任期	所有株式 数(株)	
				1979年4月	大蔵省(現財務省)入省		3X (VK)	
				2008年7月	 名古屋国税局長			
				2011年7月	大阪国税局長			
取締役	菅野	良三	1955年8	2012年8月	関東財務局長	(注) 3	_	
			月23日	2013年6月	財団法人民間都市開発推進機構専務理事	,,,		
				2015年6月	財団法人民間都市開発推進機構副理事長			
				2020年7月	当社 社外取締役 (現任)			
				1996年4月	弁護士登録			
				2002年7月	緒方法律事務所(現弁護士法人緒方法律事務所)開所 代表社員(現任)			
				2013年10月	ガウェイン・パートナーズ株式会社設立 代表取締役 (現任)			
				2014年1月	トリスタン・テクノロジーズ株式会社設立 代表取締役 (現任)			
			1050/5 0 0	2014年1月	いしゃ探株式会社設立 代表取締役 (現任)			
取締役	緒方	延泰	1970年6月	2016年2月	日本LEDレンタル株式会社設立 代表取締役 (現任)	(注) 3	_	
			20 H	2016年3月	一般社団法人金融商品適合性認証機構設立 代表理事 (現任)			
				2017年3月	ガウェイン・リアルエステート合同会社設立 代表社 員 (現任)			
				2018年5月	一般社団法人多文化交流日本ウミガメプロジェクト 設立 代表理事(現任)			
				2018年5月	株式会社ジェミニ設立 代表取締役 (現任)			
				2020年7月	当社 社外取締役 (現任)			
				1979年4月	大蔵省(現財務省)入省			
				1999年7月	名古屋国税局総務部長			
				2000年7月	国税庁長官官房国際業務課長(OECD租税委員会WP 6 副 議長)			
				2003年7月	国税庁調査査察部調査課長			
						2004年6月	外務省在英国日本大使館公使	
		· 喜浩			2007年7月	国税庁長官官房審議官(国際担当)		
					2009年7月	名古屋国税局長		
取締役	井阪		1955年7月	2010年8月	外務省大臣官房審議官(欧州局)	(注) 3	_	
			ОП	2012年7月	国税不服審判所次長			
				2013年6月	株式会社東京証券取引所 執行役員			
				2014年6月	株式会社東京証券取引所 執行役員			
			2017年4月	株式会社大阪取引所 執行役員 株式会社日本取引所グループ 常務執行役 株式会社東京証券取引所 常務執行役員				
				0000 = 1 =	株式会社大阪取引所 常務執行役員			
				2022年4月	株式会社日本取引所グループ 顧問			
				2022年7月	当社 社外取締役就任(現任)			

- (注) 1. 取締役菅野良三と取締役緒方延泰、取締役井阪喜浩は、社外取締役であります。
 - 2. 監査役黒須篤夫と監査役中川真紀子は社外監査役であります。
 - 3. 2022年2月25日の定時株主総会の終結時から、就任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
 - 4. 2022年2月25日の定時株主総会の終結時から、就任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
 - 5. 代表取締役社長黒木勉の所有株式数は、同氏の資産管理会社である合同会社FPコンサルティングが所有する株式数を含んでおります。

②社外取締役及び社外監査役の状況

当社は、社外取締役3名と社外監査役2名を選任しており、社外取締役は非常勤取締役3名と社外監査役は非常 勤監査役2名で構成されております。

当社の社外取締役と社外監査役は、取締役会に出席し議案等について意見を述べるなど、客観的・中立的な立場から経営全般を監督・監査しており、当社経営陣への監督機能・牽制機能として重要かつ十分な役割を果たしていると考えております。

社外取締役菅野良三氏と緒方延泰氏、井阪喜浩氏、社外監査役黒須篤夫氏と中川真紀子氏は、当社とは人的関係、 資本関係、取引関係その他の利害関係はございません。

社外取締役の菅野良三氏は、行政機関等において要職を務め、金融業界及び金融行政に幅広い知見を有しており、 取締役会にて専門的見地から必要な発言を適宜行っていることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただ けるものと判断しております。同氏には当社の企業価値向上のため、独立した立場で経営を監督いただくことを期 待しております。 社外取締役の緒方延泰氏は、法律事務所を開所、取締役会にて弁護士としての専門的見地から必要な発言を適宜行っていることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。同氏には当社の企業価値向上のため、独立した立場で経営全般のガバナンス及び利益相反の監督機能の強化のため尽力いただくことを期待しております。取締役緒方延泰氏が代表社員を務める弁護士法人緒方法律事務所と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。また、同氏はガウェイン・パートナーズ株式会社の代表取締役、トリスタン・テクノロジーズ株式会社の代表取締役、いしゃ探株式会社の代表取締役、日本LEDレンタル株式会社の代表取締役、一般社団法人金融商品適合性認証機構の代表理事、ガウェイン・リアルエステート合同会社の代表社員、一般社団法人多文化交流日本ウミガメプロジェクトの代表理事及び株式会社ジェミニの代表取締役でありますが、いずれの会社も当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

社外取締役の井阪喜浩氏は、行政機関等において要職を務め、金融全般及びコーポレート・ガバナンスに関して幅広い知見を有しております。取締役会にて専門的見地から必要な発言を適宜行っていることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。同氏には当社の企業価値向上のため、独立した立場で経営全般のガバナンス強化のため尽力いただくことを期待しております。

社外監査役の黒須篤夫氏は、損害保険会社において要職を歴任し、内部監査における豊富な経験と幅広い知見を有しており、取締役会及び監査役会にて専門的見地から必要な発言を適宜行っていることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

社外監査役の中川真紀子氏は、大手監査法人での就業経験及び監査法人を設立し、多くの企業監査及び財務会計に関する豊富な知見を有しており、取締役会及び監査役会においても、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。監査役中川真紀子氏が理事パートナーを務めるESネクスト有限責任監査法人と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。また、同氏は株式会社エムオフィスの代表取締役及び株式会社タウンズの社外監査役でありますが、いずれの会社も当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

また、当社は社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する明確な基準又は方針は定めておりませんが、その選任に当たっては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外役員として職務を遂行できること、さらに十分な独立性が確保できることを前提に、個別で判断しております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査状況

常勤・非常勤の別	氏 名	職務分担
常勤監査役	太田 賢孝	・日頃の職務遂行を通しての社内情報の把握及び社外監査役への 必要な情報提供 ・日常の各業務を通じ、取締役及び使用人に対し必要な提言、助 言、勧告の実施
非常勤監査役	黒須 篤夫	・外部の知見を基にした情報提供や意見陳述
非常勤監査役 (2022年2月25日 退任)	阿久津 斉一	・外部の知見を基にした情報提供や意見陳述
非常勤監査役 (2022年2月25日 就任)	中川 真紀子	・外部の知見を基にした情報提供や意見陳述

当社における監査役は3名であり、常勤監査役1名と社外監査役2名から構成されております。

当社監査役会は、最低1名は、企業経営・法律・財務会計・行政・リスク管理等の専門家から選任することにしており、監査役会において能動的・積極的に意見を表明し、監査の実効性を確保しております。

監査役は原則として全員が取締役会に出席し、そのほかにも内部監査及びコンプライアンスを中心とした会社の活動状況を把握するとともに、必要に応じて当該担当部門と連携して個別の業務執行の状況を確認し、 取締役の職務の執行について厳正な監査を行っております。

監査役会は、取締役会開催後、月1回の開催を原則としておりますが、必要に応じて随時開催されます。 2021年11月期においては監査役会を24回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数	
太田賢孝	24回	24回	
黒須篤夫	24回	24回	
阿久津斉一	24回	24回	

監査役会の平均所要時間は50分程度となっております。

また年間を通じて次のような決議、報告、審議・協議がなされました。

決議 18件:監査役監査方針・監査計画・職務分担・監査報告案・常勤監査役選定等

協議・報告 54件:重点監査項目、監査役活動年間レビュー、内部統制の運用状況、社長面談の議事等、社内決

裁申請書の監査結果、会計監査の監査結果、懲罰委員会の懲罰事例等

② 内部監査の組織、人員及び手続き

当社の内部監査は、代表取締役社長が任命する内部監査担当者が実施しており、内部監査部に4名配置しております。

内部監査人は、業務の有効性及び効率性等を担保することを目的として、代表取締役による承認を得た内部 監査計画に基づいて内部監査を実施し、監査結果を代表取締役社長に報告するとともに、監査対象となった各 事業部門に対して業務改善等のための指摘を行い、後日改善状況を確認します。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称 PwC京都監査法人

b. 継続監査期間

3年間

c. 業務を執行した公認会計士

指定社員 業務執行社員 岩崎 亮一指定社員 業務執行社員 田村 仁

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士3名、その他11名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針はありませんが、事業の規模及び監査日数等を勘案し、監査役会の同意を得た上で決定しております。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役及び監査役会は、監査法人の品質管理体制、監査の実施体制、監査役との連携状況、経営陣、経理財務部門などとのコミュニケーション等の観点から監査法人の評価を行い、当社の会計監査人として適切と考えております。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

最近事業年度	の前事業年度	最近事業年度		
監査証明業務に	非監査業務に	監査証明業務に	非監査業務に	
基づく報酬 (千円)	基づく報酬 (千円)	基づく報酬 (千円)	基づく報酬 (千円)	
33,000	_	35, 000	_	

- b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク (PwCグループ) に対する報酬 (a. を除く) 該当事項はありません。
- c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容 該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は、当社の事業規模及び事業内容、監査工数等を総合的に勘案した上で決定しております。監査報酬の額については、監査役会の同意を得ております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが当社の事業規模や事業内容等を勘案し、適切であると判断したためであります。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、2020年2月26日付の定時株主総会において、取締役の報酬等については年額300百万円以内、監査役の報酬等については50百万円以内と決議されております。

また、2021年5月14日付の取締役会において、取締役の個人別の報酬等は、金銭による月例の固定報酬(業績連動報酬等及び非金銭報酬等のいずれでもないものに限る。)のみとし、当該額は当社の置かれた経営環境や業界における経済情勢を踏まえ、社外取締役と事前に協議したうえ、取締役の任期である1年ごとに各取締役の役位、職責、在任年数、業績貢献、他社の役員報酬や当社従業員給与の水準との比較を総合的に勘案して株主総会で決議された報酬等の総額の範囲内で取締役会にて決定すると決議しております。なお、役員賞与や退職慰労金は支給しません。

最近事業年度における当社の役員の報酬等の額の決定過程における取締役会の活動内容としては、2021年4月 27日開催の取締役会において取締役の報酬について決議しております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

© NS(E) TO STAND S								
	dell will beke		116) 2 ~					
役員区分	報酬等の 総額(千 円)	固定報酬	業績連動 報酬	退職慰労金	ストッ ク・ オプショ ン	左記のう ち、非金 銭報酬等	対象となる 役員の員数 (人)	
取締役 (社外取締役 を除く)	123, 600	123, 600					6	
監査役 (社外監査役 を除く)	7, 200	7, 200	l	l	1	I	1	
社外取締役	14, 400	14, 400	_	_	_	_	3	
社外監査役	6, 200	6, 200	_	_	_	_	2	

- ③ 役員ごとの報酬等の総額等 報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。
- ④ 使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの 該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的の株式を保有しておりません。純投資目的以外の目的の株式保有の考え方として当社事業において関係強化が図られることを基準としております。

- ② 投資目的が純投資目的以外の目的である投資株式 銘柄数;1銘柄、株式数;10,000株、 貸借対照表 計上額;1,007千円
- ③ 投資目的が純投資目的である投資株式 該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

- 1 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について
 - (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。
 - (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

- (1) 当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の 2第1項の規定に準じて、前事業年度(2019年12月1日から2020年11月30日まで)及び当事業年度(2020年12月1日から2021年11月30日まで)の財務諸表について、PwC京都監査法人の監査を受けております。
- (2) 当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、第2四半期会計期間(2022年3月1日から2022年5月31日まで)及び第2四半期累計期間(2021年12月1日から2022年5月31日まで)に係る四半期財務諸表について、PwC京都監査法人による四半期レビューを受けております。
- 3 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について 当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。
- 4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、専門的な情報を有する団体等が主催するセミナーに積極的に参加しております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

	前事業年度 (2020年11月30日)	当事業年度 (2021年11月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2, 020, 983	3, 086, 36
売掛金	446, 211	553, 74
貯蔵品	21, 305	27, 63
前渡金	, 	227, 16
前払費用	137, 671	139, 73
その他	52, 932	23, 45
流動資産合計	2, 679, 103	4, 058, 09
固定資産		
有形固定資産		
建物	*1 1, 219, 588	* 1 1, 257, 35
減価償却累計額	△252, 018	△312, 37
建物(純額)	967, 570	944, 97
工具、器具及び備品	10, 453	15, 88
減価償却累計額	△6, 354	△8, 22
工具、器具及び備品(純額)	4, 099	7,67
土地	*1 1,827,402	% 1 1,827,40
建設仮勘定	605	-
有形固定資産合計	2, 799, 677	2, 780, 0
無形固定資産		
のれん	105, 166	51, 8
商標権	4, 375	3, 8'
ソフトウエア	49, 267	38, 9
契約関連無形資産	7, 424	171, 3
無形固定資産合計	166, 232	265, 9
投資その他の資産		
投資有価証券	1, 007	1,00
関係会社株式	200, 000	200, 00
出資金	20	2
長期前払費用	8, 436	2, 14
繰延税金資産	44, 556	247, 24
敷金及び保証金	310, 416	324, 20
投資その他の資産合計	564, 436	774, 68
固定資産合計	3, 530, 346	3, 820, 70
資産合計	6, 209, 450	7, 878, 79

		(十四・111)
	前事業年度 (2020年11月30日)	当事業年度 (2021年11月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1, 178, 134	1, 364, 255
短期借入金	* 2 500, 000	_
1年内返済予定の長期借入金	* 1 117, 636	* 1 117, 636
未払金	257, 882	679, 951
未払費用	230, 504	216, 654
未払法人税等	39, 881	664, 343
前受金	215, 048	262
預り金	4, 124	3, 138
従業員預り金	303, 715	382, 651
訴訟損失引当金	29, 000	903
返金負債	6, 069	9, 027
流動負債合計	2, 881, 997	3, 438, 824
固定負債		
長期借入金	*1 1,647,080	% 1 1, 529, 444
資産除去債務	199, 636	204, 978
その他	3, 230	3, 307
固定負債合計	1, 849, 947	1, 737, 729
負債合計	4, 731, 945	5, 176, 553

	前事業年度 (2020年11月30日)	当事業年度 (2021年11月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	100, 000	100,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	3,000	3,000
資本剰余金合計	3, 000	3,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1, 367, 504	2, 592, 245
利益剰余金合計	1, 367, 504	2, 592, 245
株主資本合計	1, 470, 504	2, 695, 245
新株予約権	7,000	7,000
純資産合計	1, 477, 504	2, 702, 245
負債純資産合計	6, 209, 450	7, 878, 799

当第2四半期会計期間 (2022年5月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	4, 241, 307
売掛金	671, 906
貯蔵品	16, 790
その他	248, 384
流動資産合計	5, 178, 389
固定資産	
有形固定資産	
建物(純額)	952, 103
土地	1, 827, 402
その他(純額)	13, 431
有形固定資産合計	2, 792, 937
無形固定資産	249, 075
投資その他の資産	810, 229
固定資産合計	3, 852, 242
資産合計	9, 030, 632

当第2四半期会計期間 (2022年5月31日)

	(2022 0), 021, 1
負債の部	
流動負債	
買掛金	1, 281, 029
1年内返済予定の長期借入金	117, 636
未払法人税等	865, 031
賞与引当金	3, 390
返金負債	174, 004
その他	1, 022, 627
流動負債合計	3, 463, 718
固定負債	
長期借入金	1, 470, 626
資産除去債務	212, 831
その他	3, 260
固定負債合計	1, 686, 718
負債合計	5, 150, 436
純資産の部	
株主資本	
資本金	100, 000
資本剰余金	
その他資本剰余金	3,000
資本剰余金合計	3,000
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	3, 770, 195
利益剰余金合計	3, 770, 195
株主資本合計	3, 873, 195
新株予約権	7,000
純資産合計	3, 880, 195
負債純資産合計	9, 030, 632

② 【損益計算書】

		(単位:千円)
	前事業年度 (自 2019年12月1日 至 2020年11月30日)	当事業年度 (自 2020年12月1日 至 2021年11月30日)
売上高	17, 301, 622	20, 919, 827
売上原価	12, 896, 639	14, 757, 388
売上総利益	4, 404, 983	6, 162, 438
販売費及び一般管理費	* 2 3, 716, 966	* 2 4 , 427, 279
営業利益	688, 016	1, 735, 159
営業外収益		
受取利息	18	29
受取家賃	23, 470	19, 379
受取賃貸料	12, 290	11, 548
違約金収入	8, 313	11,000
協賛金収入	7, 057	_
助成金収入	_	* 3 17, 409
訴訟損失引当金戻入額	_	21, 716
その他	11,040	11, 133
営業外収益合計	62, 191	92, 216
営業外費用		
支払利息	11, 802	8, 168
訴訟損失引当金繰入額	16, 166	_
固定資産除却損	* 1 806	* 1 2, 134
その他	2, 647	2, 677
営業外費用合計	31, 422	12, 981
経常利益	718, 785	1, 814, 394
特別損失		
投資有価証券評価損	28, 992	<u> </u>
特別損失合計	28, 992	_
税引前当期純利益	689, 793	1, 814, 394
法人税、住民税及び事業税	255, 756	792, 342
法人税等調整額	9, 434	△202, 688
法人税等合計	265, 191	589, 653
当期純利益	424, 602	1, 224, 741

【売上原価明細書】

			前事業年月 (自 2019年12, 至 2020年11,	月1日	当事業年度 (自 2020年12月1日 至 2021年11月30日)		
	区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	
I	労務費		11, 415, 015	88. 5	13, 138, 020	89. 0	
П	経費	※ 1	1, 481, 623	11.5	1, 619, 367	11.0	
	売上原価		12, 896, 639	100.0	14, 757, 388	100.0	

(注) ※1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)	
リーズ取得関連費	1, 481, 367	1, 595, 907	
その他	256	23, 460	

【四半期損益計算書】

【第2四半期累計期間】

	(単位:千円)
	当第2四半期累計期間 (自 2021年12月1日 至 2022年5月31日)
売上高	12, 203, 332
売上原価	7, 819, 705
売上総利益	4, 383, 627
販売費及び一般管理費	
広告宣伝費	630, 286
給料手当	603, 499
賞与引当金繰入額	3, 390
その他	1, 107, 361
販売費及び一般管理費合計	2, 344, 537
営業利益	2, 039, 089
営業外収益	
受取利息	14
受取賃貸料	5, 288
受取家賃	9, 052
その他	1,050
営業外収益合計	15, 405
営業外費用	
固定資産除却損	6, 445
支払利息	4, 066
その他	999
営業外費用合計	11, 512
経常利益	2, 042, 983
税引前四半期純利益	2, 042, 983
法人税、住民税及び事業税	865, 033
法人税等合計	865, 033
四半期純利益	1, 177, 949

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2019年12月1日 至 2020年11月30日)

(単位:千円)

	株主資本							
	資本剰余金		創余金	余金 利益剰余金				
	資本金	その他資本 剰余金	資本剰余金合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金合計	株主資本合計	新株予約権	純資産合計
当期首残高	100, 000	3,000	3, 000	942, 902	942, 902	1, 045, 902	_	1, 045, 902
当期変動額								
当期純利益	_	_	_	424, 602	424, 602	424, 602	_	424, 602
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	_	_	_	_	_	_	7,000	7,000
当期変動額合計	_		_	424, 602		424, 602	7, 000	424, 602
当期末残高	100, 000	3, 000	3, 000	1, 367, 504	1, 367, 504	1, 470, 504	7, 000	1, 477, 504

当事業年度(自 2020年12月1日 至 2021年11月30日)

(単位:千円)

								1
			株主	資本				
		資本乗	創余金	利益剰	制余金			
	資本金	その他資本 剰余金	資本剰余金合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金合計	株主資本合計	新株予約権	純資産合計
当期首残高	100,000	3,000	3,000	1, 367, 504	1, 367, 504	1, 470, 504	7,000	1, 477, 504
当期変動額								
当期純利益	_	_	_	1, 224, 741	1, 224, 741	1, 224, 741	_	1, 224, 741
当期変動額合計	_	_	_	1, 224, 741	1, 224, 741	1, 224, 741	_	1, 224, 741
当期末残高	100,000	3,000	3,000	2, 592, 245	2, 592, 245	2, 695, 245	7,000	2, 702, 245

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

	岩市	(単位:千円) 平東業年度
	前事業年度 (自 2019年12月1日 至 2020年11月30日)	当事業年度 (自 2020年12月1日 至 2021年11月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	689, 793	1, 814, 394
減価償却費	111, 298	109, 604
のれん償却額	53, 359	53, 359
引当金の増減額 (△は減少)	△1, 533	△28, 096
受取利息及び受取配当金	△18	△29
支払利息	11, 802	8, 168
固定資産除売却損益(△は益)	806	2, 134
投資有価証券評価損益(△は益)	28, 992	_
売上債権の増減額(△は増加)	150, 211	△107, 532
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△3, 061	△6, 325
仕入債務の増減額 (△は減少)	△51, 867	186, 121
未払消費税等の増減額(△は減少)	145, 535	26, 537
その他の資産の増減額(△は増加)	$\triangle 71,350$	△211, 138
その他の負債の増減額(△は減少)	△369, 188	260, 948
小計	694, 778	2, 108, 146
利息及び配当金の受取額	18	29
利息の支払額	△11, 802	△8, 168
法人税等の支払額	$\triangle 765,900$	△159, 660
営業活動によるキャッシュ・フロー	△82, 905	1, 940, 346
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の取得による支出	△30, 000	_
固定資産の取得による支出	△35, 180	$\triangle 237,627$
資産除去債務の履行による支出	△4, 231	△5, 928
敷金及び保証金の差入による支出	△36, 410	△35, 646
敷金及び保証金の回収による収入	4, 488	21, 799
預り保証金の返還による支出	△195	△20
預り保証金の受入による収入	30	96
投資活動によるキャッシュ・フロー	△101, 498	△257, 326
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	2, 480, 000	1, 900, 000
短期借入金の返済による支出	$\triangle 2, 280, 000$	△2, 400, 000
長期借入金の返済による支出	△260, 286	△117, 636
新株予約権の発行による収入	7, 000	_
財務活動によるキャッシュ・フロー	△53, 286	△617, 636
現金及び現金同等物に係る換算差額	_	
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△237, 689	1, 065, 384
現金及び現金同等物の期首残高	2, 258, 673	2, 020, 983
現金及び現金同等物の期末残高	*1 2,020,983	* 1 3, 086, 367

(単位:千円) 当第2四半期累計期間 (自 2021年12月1日 至 2022年5月31日)

	至 2022年5月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純利益	2, 042, 983
減価償却費	65, 396
のれん償却額	26, 679
引当金の増減額(△は減少)	2, 486
受取利息及び受取配当金	△14
支払利息	4, 066
売上債権の増減額 (△は増加)	\triangle 118, 162
棚卸資産の増減額(△は増加)	10, 840
仕入債務の増減額 (△は減少)	△83, 226
未払消費税等の増減額(△は減少)	3, 568
その他の資産の増減額(△は増加)	124, 021
その他の負債の増減額(△は減少)	△86, 493
小計	1, 992, 146
利息及び配当金の受取額	14
利息の支払額	△4, 066
法人税等の支払額	△664, 343
営業活動によるキャッシュ・フロー	1, 323, 750
投資活動によるキャッシュ・フロー	
固定資産の取得による支出	△69, 778
資産除去債務の履行による支出	△4, 171
敷金及び保証金の差入による支出	$\triangle 47,414$
敷金及び保証金の回収による収入	11, 418
預り保証金の返還による支出	△46
投資活動によるキャッシュ・フロー	△109, 992
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	1, 306, 000
短期借入金の返済による支出	△1, 306, 000
長期借入金の返済による支出	△58, 818
財務活動によるキャッシュ・フロー	△58, 818
現金及び現金同等物に係る換算差額	<u> </u>
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	1, 154, 940
現金及び現金同等物の期首残高	3, 086, 367
現金及び現金同等物の四半期末残高	* 4,241,307

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 2019年12月1日 至 2020年11月30日)

- 1 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。
 - (2)その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法により評価しております。(評価差額は全部純資産直入法により 処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

- 2 たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

- 3 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2007年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物3年~50年工具、器具及び備品3年~10年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウエア5年のれん5年商標権10年契約関連無形資産5年

(3) 長期前払費用

定額法を採用しております。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 訴訟損失引当金

現在係争中の元従業員による賃金訴訟について、将来発生する可能性のある損失に備えるため、その経過等の状況に基づく損失見込額を計上しております。

5 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか 負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

6 収益の計上基準

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、「収益認識関係」注記に記載のとおりです。

7 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度(自 2020年12月1日 至 2021年11月30日)

- 1 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法により評価しております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2007年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年~50年

工具、器具及び備品 3年~10年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウエア5年のれん5年商標権10年契約関連無形資産5年

(3) 長期前払費用

定額法を採用しております。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 訴訟損失引当金

現在係争中の元従業員による賃金訴訟について、将来発生する可能性のある損失に備えるため、その経過等の状況に基づく損失見込額を計上しております。

5 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか 負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

6 収益の計上基準

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、「収益認識関係」注記に記載のとおりです。

7 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

(1) 資産除去債務の見積り計上

①当事業年度の財務諸表に計上した金額 資産除去債務204,978千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

原状回復義務がある店舗等の不動産賃貸借契約について、原状回復費用の見込み額を資産除去債務として 計上しております。資産除去債務は、過去の退店店舗の実績を用いて有形固定資産の除去に要する割引前の 将来キャッシュ・フローを見積り、使用見込み期間に対応した割引率(現行0.0%~0.583%)で割引いて計 算しております。

③翌事業年度の財務諸表に与える影響

当該見積りについて、将来の不確実な経済条件の変動等により原状回復費用の見直しが必要となった場合、翌事業年度の財務諸表において、資産除去債務の金額に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 繰延税金資産の見積り計上

①当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産 247,244千円 (繰延税金負債と相殺前の金額 264,649千円)

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成30年2月16日)に定める会社分類に基づき、当期末における将来減算一時差異に対して、将来の税金負担額を軽減することができる範囲内で計上しております。計上にあたっては、将来の収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得を見積りしております。将来の一時差異等加減算前課税所得算出にあたっては、中期経営計画に基づいており、中期経営計画に含まれる売上高、営業利益の予測が主要な仮定であります。

③翌事業年度の財務諸表に与える影響

当該見積りについて、将来の不確実な経済条件の変動等により業績予測の見直しが必要となった場合、 翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 関係会社株式の評価

①当事業年度の財務諸表に計上した金額

関係会社株式 200,000千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式は、時価を把握することが極めて困難と認められる株式であることから、取得原価を貸借対 照表価額とし、当該関係会社の純資産額を基礎として算定した実質価額が貸借対照表価額に比べて著しく下 落したときには、原則として減損処理を行っております。

ただし、実質価額が著しく下落している場合であっても、実行可能で合理的な事業計画等により将来の回復可能性を裏付けることができるときには減損処理を行わない場合があります。

当事業年度において、当該関係会社の予算と実績の乖離状況、業績の推移、事業計画の進捗状況を踏まえ、収益力等の落込みはなく、実質価額は著しく下落していないと判断しております。

③翌事業年度の財務諸表に与える影響

当該見積りについて、将来の不確実な経済条件の変動等により当該関係会社の事業計画の遂行が困難となった場合、翌事業年度の財務諸表において、関係会社株式の減損処理が必要となり、関係会社株式の金額に影響を及ぼす可能性があります。

(会計方針の変更)

前事業年度(自 2019年12月1日 至 2020年11月30日) 該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年12月1日 至 2021年11月30日) 該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

前事業年度(自 2019年12月1日 至 2020年11月30日)

(収益認識に関する会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1)概要

収益認識に関する開示 (表示及び注記事項) 等が定められました。

(2)適用予定日

2022年11月期の期首から適用予定であります。

(時価の算定に関する会計基準等)

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委 員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準 委員会)

(1)概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス (国際財務報告基準 (IFRS) においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」)を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2)適用予定日

2022年11月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、軽微であります。

(会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準)

・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1)概要

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に、採用した会計処理の原則及び手続きの概要を示すことを目的とするものです。

(2)適用予定日

2021年11月期の年度末より適用予定であります。

(会計上の見積りの開示に関する会計基準)

・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1)概要

当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼ すリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものです。

(2)適用予定日

2021年11月期の年度末より適用予定であります。

当事業年度(自 2020年12月1日 至 2021年11月30日)

(収益認識に関する会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準委員 会)

(1)概要

収益認識に関する開示(表示及び注記事項)等が定められました。

(2)適用予定日

2022年11月期の期首から適用予定であります。

(時価の算定に関する会計基準等)

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準 委員会)

(1)概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス (国際財務報告基準 (IFRS) においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」)を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2)適用予定日

2022年11月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響 影響額は、軽微であります。

(表示方法の変更)

前事業年度(自 2019年12月1日 至 2020年11月30日) 該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年12月1日 至 2021年11月30日)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年11月30日)	当事業年度 (2021年11月30日)
建物	815,612千円	786, 403千円
土地	1,827,402千円	1,827,402千円
計	2,643,014千円	2,613,805千円

	前事業年度 (2020年11月30日)	当事業年度 (2021年11月30日)
1年内返済予定の長期借入金	117,636千円	117,636千円
長期借入金	1,647,080千円	1,529,444千円
計	1,764,716千円	1,647,080千円

※2 当座貸越契約及び貸出コミットメントに関する注記

運転資金の効率的かつ安定的な調達を行うため、取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりです。

	前事業年度 (2020年11月30日)	当事業年度 (2021年11月30日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	1,900,000千円	3,050,000千円
借入実行残高	500,000千円	一千円
差引額	1,400,000千円	3,050,000千円

(損益計算書関係)

※1 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年12月1日 至 2020年11月30日)	当事業年度 (自 2020年12月1日 至 2021年11月30日)
建物	一 千円	1,837千円
車両運搬具	0千円	- 千円
工具、器具及び備品	323千円	296千円
ソフトウエア	482千円	— 千円
計	806千円	2,134千円

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度21.6%、当事業年度24.8%、一般管理費に属する 費用のおおよその割合は前事業年度78.4%、当事業年度75.2%であります。 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

		自至	前事業年度 2019年12月1日 2020年11月30日)	(自 至	当事業年度 2020年12月1日 2021年11月30日)
	広告宣伝費		802, 121千円		1,097,816千円
	給料手当		1,097,759千円		1, 185, 952千円
	地代家賃		414,612千円		444,280千円
	減価償却費		111,042千円		86,495千円
	のれん償却額		53,359千円		53,359千円
₩3	助成金収入の内容は、次のとおりであります。				
		自至	前事業年度 2019年12月1日 2020年11月30日)	(自 至	当事業年度 2020年12月1日 2021年11月30日)

	工.	2020-11/100 H)	工	2021—11/130 H)
新型コロナウイルス感染症による		-千円		17,409千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2019年12月1日 至 2020年11月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首(株) 増加(株)		減少(株)	当事業年度末(株)
普通株式	2,000	9, 998, 000	_	10, 000, 000

(変動事由の概要)

2020年8月16日付で普通株式1株につき5,000株の割合で株式分割を行っております。

2 自己株式に関する事項 該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

4.20	目的となる		目的となる材	朱式の数(株)		当事業
内訳	株式の種類	当事業 年度期首	増加	減少	当事業 年度末	年度末残高 (千円)
第1回ストック・オプションとしての新株予約権 (2020年9月29日決議)	_	_	_	_	_	7, 000
合計		_	_	_	_	7, 000

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額 該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年12月1日 至 2021年11月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首(株)	増加(株)	減少(株)	当事業年度末(株)
普通株式	10, 000, 000	_	_	10, 000, 000

2 自己株式に関する事項 該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

4.20	目的となる		目的となる相	朱式の数(株)		当事業
内訳	株式の種類	当事業 年度期首	増加	減少	当事業 年度末	年度末残高 (千円)
第1回ストック・オプションとしての新株予約権 (2020年9月29日決議)	-	_	_	_	_	7,000
合計		_	_	_	_	7, 000

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額 該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

, ,				
	(自 至	前事業年度 2019年12月1日 2020年11月30日)	(自 至	当事業年度 2020年12月1日 2021年11月30日)
現金及び預金		2,020,983千円		3,086,367千円
現金及び現金同等物		2,020,983千円		3,086,367千円

(金融商品関係)

前事業年度(自 2019年12月1日 至 2020年11月30日)

- 1 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券及び関係会社株式は、主に業務又は資本提携等に関連する株式であり、投資先の業績や財政状態などによる資産価値変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、ほとんどが1ヶ月以内の支払期目であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達です。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスクの管理

投資有価証券及び関係会社株式については、定期的に発行体(取引先企業)の財務状況等を把握しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性を売上高の1ヶ月分相当に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注2)を参照ください。)。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	2, 020, 983	2, 020, 983	_
(2) 売掛金	446, 211	446, 211	_
資産計	2, 467, 194	2, 467, 194	_
(1) 買掛金	1, 178, 134	1, 178, 134	_
(2) 短期借入金	500,000	500, 000	_
(3) 未払金	257, 882	257, 882	_
(4) 未払法人税等	39, 881	39, 881	_
(5) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	1, 764, 716	1, 764, 716	_
負債計	3, 740, 614	3, 740, 614	_

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5)長期借入金

全て変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:千円)

区分	2020年11月30日
関連会社株式	200, 000
非上場株式	1, 007
敷金	310, 416

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価及び差額は記載しておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(田) / 显然於他 / 代外 日 及 - (大)				
	1年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2, 020, 983	_	_	
売掛金	446, 211	_	_	_
合計	2, 467, 194	_	_	_

(注4) 短期借入金及び長期借入金の決算日後の返済予定額

	1 年以内 (千円)	1 年超 2 年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5 年超 (千円)
短期借入金	500, 000	_	_	_	_	_
長期借入金	117, 636	117, 636	117, 636	117, 636	117, 636	1, 176, 536
合計	617, 636	117, 636	117, 636	117, 636	117, 636	1, 176, 536

当事業年度(自 2020年12月1日 至 2021年11月30日)

- 1 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券及び関係会社株式は、主に業務又は資本提携等に関連する株式であり、投資先の業績や財政状態などによる資産価値変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、ほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達です。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスクの管理

投資有価証券及び関係会社株式については、定期的に発行体(取引先企業)の財務状況等を把握しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理 当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性 を売上高の1ヶ月分相当に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)を参照ください。)。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	3, 086, 367	3, 086, 367	_
(2) 売掛金	553, 744	553, 744	_
資産計	3, 640, 111	3, 640, 111	_
(1) 買掛金	1, 364, 255	1, 364, 255	_
(2) 未払金	679, 951	679, 951	_
(3) 未払法人税等	664, 343	664, 343	_
(4) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	1, 647, 080	1, 647, 080	_
負債計	4, 355, 630	4, 355, 630	_

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)長期借入金

全て変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:千円)

区分	2021年11月30日
関連会社株式	200, 000
非上場株式	1, 007
敷金	324, 263

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価及び差額は記載しておりません

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	3, 086, 367	_	_	_
売掛金	553, 744	_	_	_
合計	3, 640, 111	_	_	_

(注4) 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1 年以内 (千円)	1 年超 2 年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5 年超 (千円)
長期借入金	117, 636	117, 636	117, 636	117, 636	117, 636	1, 058, 900
合計	117, 636	117, 636	117, 636	117, 636	117, 636	1, 058, 900

(有価証券関係)

前事業年度(自 2019年12月1日 至 2020年11月30日)

1 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は関係会社株式200,000千円)は、市場価格がなく、 時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2 その他有価証券

その他有価証券(当事業年度の貸借対照表計上額は投資有価証券1,007千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

なお、当事業年度において減損処理を行い、投資有価証券評価損28,992千円を計上しております。

当事業年度(自 2020年12月1日 至 2021年11月30日)

1 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は関係会社株式200,000千円)は、市場価格がなく、 時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2 その他有価証券

その他有価証券(当事業年度の貸借対照表計上額は投資有価証券1,007千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 2019年12月1日 至 2020年11月30日)

1. ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

売上原価 -千月

販売費及び一般管理費の株式報酬費用 -千円

- 2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況
- (1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の委託者 1
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 700,000株
付与日	2020年10月2日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
対象勤務期間	対象勤務期間は定められておりません。
権利行使期間	自 2020年10月2日 至 2032年10月1日

- (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況
- ① ストック・オプションの数

決議年月日	2020年 9 月 29日
権利確定前(株)	
前事業年度末	_
付与	700, 000
失効	_
権利確定	_
未確定残	700, 000
権利確定後(株)	
前事業年度末	_
権利確定	_
権利行使	_
失効	_
未行使残	_

② 単価情報

	第1回新株予約権
権利行使価格(円)	400
行使時平均株価(円)	_
付与日における公正な評価単価(円)	_

3. 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単位を単位あたりの本源的価値により算定しております。また、単位あたりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式価値は、DCF方式等の結果を総合的に勘案して決定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

- 5. ストック・オプションの単位あたりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源 的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本 源的価値の合計額
 - (1) ストック・オプションの単位あたりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額

一千円

(2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計 額該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年12月1日 至 2021年11月30日)

- 1. ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名 売上原価 -千円 販売費及び一般管理費の株式報酬費用 -千円
- 2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況
 - (1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の委託者 1
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 700,000株
付与日	2020年10月2日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
対象勤務期間	対象勤務期間は定められておりません。
権利行使期間	自 2020年10月2日 至 2032年10月1日

- (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況
 - ① ストック・オプションの数

決議年月日	2020年 9 月29日
権利確定前(株)	
前事業年度末	700, 000
付与	_
失効	_
権利確定	_
未確定残	700,000
権利確定後(株)	
前事業年度末	_
権利確定	_
権利行使	_
失効	_
未行使残	_

② 単価情報

	第1回新株予約権
権利行使価格(円)	400
行使時平均株価(円)	_
付与日における公正な評価単価(円)	_

3. 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単位を単位あたりの本源的価値により算定しております。また、単位あたりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式価値は、DCF方式等の結果を総合的に勘案して決定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

- 5. ストック・オプションの単位あたりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源 的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本 源的価値の合計額
 - (1) ストック・オプションの単位あたりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額

53,200千円

(2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計 額該当事項はありません。

(税効果会計関係)

前事業年度(2020年11月30日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰	狐	紐	仝	答	莊
邢采	XII.	小川	T7.	買	冲

未払賞与	31,238千円
資産除去債務	69,054千円
未払事業税	7,453千円
訴訟損失引当金	10,031千円
投資有価証券評価損	10,028千円
その他	19,562千円
繰延税金資産小計	147,368千円
評価性引当額	△80,893千円
繰延税金資産合計	66,474千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	21,918千円
繰延税金負債合計	21,918千円
繰延税金資産純額	44,556千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.68%
評価性引当額の増減	0.62%
住民税均等割	0.62%
その他	△0.07%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	38. 44%

当事業年度(2021年11月30日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

繰延税金資産純額

未払賞与	115,954千円
資産除去債務	70,901千円
未払事業税	65,409千円
自社開発ソフトウエア	35,558千円
その他	50,128千円
繰延税金資産小計	337,953千円
評価性引当額	△73,304千円
繰延税金資産合計	264,649千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	17,404千円
繰延税金負債合計	17,404千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

247, 244千円

法定実効税率	34. 59%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.34%
評価性引当額の増減	△0.42%
住民税均等割	0.26%
税額控除	△2.58%
その他	△0.69%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.50%

(資産除去債務関係)

前事業年度(2020年11月30日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

事務所の賃貸借契約に伴う原状回復義務及び一部の建物解体時におけるアスベスト除去に 係る費用であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

不動産賃貸借契約に係る建物の使用見込期間を取得から2年と見積り、割引率は0.0%を使用、アスベスト除去に係る建物の使用見込期間を耐用年数である17年から20年と見積り、割引率は当該使用見込期間に見合う国債の流通利回りである0.4228%から0.5830%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	189,806千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	15, 618 "
時の経過による調整額	250 "
資産除去債務の履行による減少額	△6, 038 <i>"</i>
期末残高	199,636千円

当事業年度(2021年11月30日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

事務所の賃貸借契約に伴う原状回復義務及び一部の建物解体時におけるアスベスト除去に係る費用であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

不動産賃貸借契約に係る建物の使用見込期間を取得から2年と見積り、割引率は0.0%を使用、アスベスト除去に係る建物の使用見込期間を耐用年数である17年から20年と見積り、割引率は当該使用見込期間に見合う国債の流通利回りである0.4228%から0.5830%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	199,636千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	12,831 "
時の経過による調整額	251 "
資産除去債務の履行による減少額	△7,741 "
期末残高	204,978千円

(収益認識関係)

前事業年度(自 2019年12月1日 至 2020年11月30日)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日)を適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、保険代理店手数料収入は、当社が取り次いだ保険契約希望者が顧客に引受されることにより、顧客との契約における当社の履行義務が充足した時点で、契約に関連する代理店手数料の金額を売上として計上しております。なお、保険代理店手数料には追加のインセンティブなどの変動対価が含まれ、事後の金額の確定にあたり、収益の額に著しい減額が生じない可能性が高い範囲で過去の実績や契約の獲得状況等に基づき見積もりを行い、履行義務の充足時に計上しております。

また、保険会社に取り次いだ保険契約者が早期に保険契約の解約を行った場合、対価の一部を保険会社に返金する義務があります。保険会社に対する予想返金額については収益から控除するとともに、返金負債を計上することとしております。返金の見積りにあたっては過去の実績等に基づき見積もっております。

当事業年度(自 2020年12月1日 至 2021年11月30日)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日)を適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、保険代理店手数料収入は、当社が取り次いだ保険契約希望者が顧客に引受されることにより、顧客との契約における当社の履行義務が充足した時点で、契約に関連する代理店手数料の金額を売上として計上しております。なお、保険代理店手数料には追加のインセンティブなどの変動対価が含まれ、事後の金額の確定にあたり、収益の額に著しい減額が生じない可能性が高い範囲で過去の実績や契約の獲得状況等に基づき見積もりを行い、履行義務の充足時に計上しております。

また、保険会社に取り次いだ保険契約者が早期に保険契約の解約を行った場合、対価の一部を保険会社に返金する義務があります。保険会社に対する予想返金額については収益から控除するとともに、返金負債を計上することとしております。返金の見積りにあたっては過去の実績等に基づき見積もっております。

(賃貸等不動産関係)

前事業年度(2020年11月30日)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

当事業年度(2021年11月30日)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 2019年12月1日 至 2020年11月30日)

当社は保険代理業のみの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2020年12月1日 至 2021年11月30日)

当社は保険代理業のみの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2019年12月1日 至 2020年11月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

当社は、本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

当社は、本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
アクサ生命保険株式会社	3, 450, 947	保険代理業
東京海上日動あんしん生命保険株式会社	3, 417, 467	保険代理業
メットライフ生命保険株式会社	2, 823, 125	保険代理業
アフラック生命保険株式会社	1, 701, 198	保険代理業
マニュライフ生命保険株式会社	1, 622, 109	保険代理業

当事業年度(自 2020年12月1日 至 2021年11月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

当社は、本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資產

当社は、本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
アクサ生命保険株式会社	5, 702, 208	保険代理業
東京海上日動あんしん生命保険株式会社	3, 209, 382	保険代理業
メットライフ生命保険株式会社	2, 937, 536	保険代理業
アフラック生命保険株式会社	1, 783, 923	保険代理業
FWD富士生命保険株式会社	1, 224, 022	保険代理業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 2019年12月1日 至 2020年11月30日) 該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年12月1日 至 2021年11月30日) 該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 2019年12月1日 至 2020年11月30日)

当社は保険代理業のみの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2020年12月1日 至 2021年11月30日)

当社は保険代理業のみの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】 前事業年度(自 2019年12月1日 至 2020年11月30日) 該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年12月1日 至 2021年11月30日) 該当事項はありません。 (持分法損益等)

前事業年度(自 2019年12月1日 至 2020年11月30日)

1. 関連会社に関する事項

関連会社に対する投資の金額 200,000千円 持分法を適用した場合の投資の金額 121,144千円 持分法を適用した場合の投資損失の金額 △78,855千円

2. 開示対象特別目的会社に関する事項 当社は、開示対象特別目的会社を有しておりません。

当事業年度(自 2020年12月1日 至 2021年11月30日)

1. 関連会社に関する事項

関連会社に対する投資の金額200,000千円持分法を適用した場合の投資の金額125,733千円持分法を適用した場合の投資利益の金額4,588千円

2. 開示対象特別目的会社に関する事項 当社は、開示対象特別目的会社を有しておりません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 2019年12月1日 至 2020年11月30日)

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び 主要株主	黒木 勉	_	_	当社代表 取締役社長	被所有 直接45.0 間接50.0	_	債務被保証 (注)1,2	1, 764, 716	-	_

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 当社は代理店業務委託契約及び銀行に対して代表取締役社長黒木勉より債務保証を受けております。 取引金額は2020年11月30日現在の借入金残高を記載しております。なお、保証料の支払いは行っており ません。
 - 2.2021年4月22日付で債務保証契約は全て解除しております。
- 2 親会社又は重要な関連会社に関する注記 該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年12月1日 至 2021年11月30日)

- 1 関連当事者との取引 該当事項はありません。
- 2 親会社又は重要な関連会社に関する注記 該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2019年12月1日 至 2020年11月30日)	当事業年度 (自 2020年12月1日 至 2021年11月30日)
1株当たり純資産額	147円05銭	269円52銭
1株当たり当期純利益	42円46銭	122円47銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益について、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価を把握できないため記載しておりません。
 - 2. 当社は、2020年8月16日付で普通株式1株につき5,000株の割合で株式分割を行っております。 前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益を算定しております。
 - 3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2019年12月1日 至 2020年11月30日)	当事業年度 (自 2020年12月1日 至 2021年11月30日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(千円)	424, 602	1, 224, 741
普通株主に帰属しない金額(千円)	_	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	424, 602	1, 224, 741
普通株式の期中平均株式数(株)	10, 000, 000	10, 000, 000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	_	_

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (2020年11月30日)	当事業年度 (2021年11月30日)
純資産の部の合計額(千円)	1, 477, 504	2, 702, 245
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	7,000	7,000
(うち新株予約権)(千円)	(7,000)	(7, 000)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	1, 470, 504	2, 695, 245
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	10, 000, 000	10, 000, 000

(重要な後発事象)

前事業年度(自 2019年12月1日 至 2020年11月30日) 該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年12月1日 至 2021年11月30日) 該当事項はありません。

【注記事項】

(会計方針の変更等)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第1四半期会計期間の期首から適用しております。なお、「収益認識に関する会計基準」(2018年3月30日)等については、2019年11月期の期首から適用しており、当会計基準は、主に収益認識に関する開示(表示及び注記事項)の定めを改正したものであるため、当会計基準の適用による当第2四半期累計期間の四半期財務諸表に与える影響はありません。

これにより、当第2四半期累計期間に係る収益を分解した情報を「注記事項(収益認識関係)」に記載しております。

(時価の算定に関する会計基準の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、四半期財務諸表に与える影響はありません。

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第2四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計 適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。 ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、 法定実効税率を使用する方法によっております。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自 2021年12月1日 至 2022年5月31日)
現金及び預金	4,241,307千円
現金及び現金同等物	4, 241, 307千円

(株主資本等関係)

当第2四半期累計期間(自 2021年12月1日 至 2022年5月31日)

- 1 配当金支払額 該当事項はありません。
- 2 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後 となるもの

該当事項はありません。

(持分法損益等)

11/2 12/112 17/	
	当第2四半期会計期間 (2022年5月31日)
関連会社に対する投資の金額	200,000 千円
持分法を適用した場合の投資の金額	121, 251 "
	当第2四半期累計期間 (自 2021年12月1日 至 2022年5月31日)
持分法を適用した場合の 投資損失 (△) の金額	△4,482 千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、保険代理店事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(千円)

	(114)
	当第2四半期累計期間 (自 2021年12月1日 至 2022年5月31日)
売上高	
生命保険代理店業	11, 752, 585
損害保険代理店業	445, 575
その他の事業	5, 171
顧客との契約から生じる収益	12, 203, 332
その他の収益	_
外部顧客への売上高	12, 203, 332

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第2四半期累計期間 (自 2021年12月1日 至 2022年5月31日)
1株当たり四半期純利益	117円 79銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益 (千円)	1, 177, 949
普通株主に帰属しない金額(千円)	_
普通株式に係る四半期純利益 (千円)	1, 177, 949
普通株式の期中平均株式数 (株)	10, 000, 000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度 末から重要な変動があったものの概要	_

⁽注)潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、新株予約権は存在するものの、当社株式は非上場であり、 期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 【附属明細表】(2021年11月30日現在)

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略 しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物	1, 219, 588	49, 145	11, 379	1, 257, 354	312, 378	69, 268	944, 975
工具、器具及び備品	10, 453	6, 160	725	15, 889	8, 218	2, 291	7, 671
土地	1, 827, 402	_	_	1, 827, 402	_	_	1,827,402
建設仮勘定	605	_	605	_	_	_	_
有形固定資産計	3, 058, 050	55, 306	12, 709	3, 100, 645	320, 597	71, 560	2, 780, 048
無形固定資産							
のれん	266, 796	_	_	266, 796	214, 990	53, 359	51,806
商標権	5,000	_	_	5, 000	1, 125	500	3, 875
ソフトウエア	70, 018	3, 862	_	73, 880	34, 934	14, 183	38, 945
契約関連無形資産	7, 680	194, 708	7, 680	194, 708	23, 364	23, 108	171, 343
無形固定資産計	349, 494	198, 570	7, 680	540, 384	274, 413	91, 151	265, 970
長期前払費用	8, 436	_	6, 288	2, 148	_	_	2, 148

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物 店舗・事務所内装工事の取

物 得による増加

49,145千円

契約関連無形資産 生命保険契約及び損害保険 割約の誘導による機関

契約の譲受による増加

194,708千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	500,000	_	_	_
1年以内に返済予定の長期借入金	117, 636	117, 636	0. 43	_
長期借入金(1年以内に返済予定のも のを除く)	1, 647, 080	1, 529, 444	0.43	2021年12月~ 2035年11月
合計	1, 764, 716	1, 647, 080	_	_

- (注) 1. 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
 - 2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
長期借入金	117, 636	117, 636	117, 636	117, 636

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
訴訟損失引当金	29, 000	_	6, 380	21, 716	903

⁽注) 訴訟損失引当金の当期減少額(その他)は、訴訟の解決による戻入額であります。

【資産除去債務明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
不動産賃貸借契約に 伴う原状回復義務	150, 577	12, 831	7, 741	155, 668
石綿障害予防規則に基 づくアスベスト除去義 務	49, 058	251	_	49, 310
合計	199, 636	13, 082	7, 741	204, 978

(2) 【主な資産及び負債の内容】(2021年11月30日現在)

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	113
預金	
普通預金	3, 086, 254
計	3, 086, 254
合計	3, 086, 367

② 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
アクサ生命保険株式会社	134, 383
東京海上日動あんしん生命保険株式会社	69, 631
アフラック生命保険株式会社	65, 967
メディケア生命保険株式会社	50, 990
メットライフ生命保険株式会社	49, 097
SOMPOひまわり生命保険株式会社	47, 111
その他	136, 562
合計	553, 744

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円) (A)	当期発生高(千円) (B)	当期回収高(千円) (C)	当期末残高(千円)	回収率(%) (C) (A)+(B)×100	滞留期間(日) (A)+(D) 2 (B) 365
446, 211	21, 894, 219	21, 786, 687	553, 744	97.5	8. 34

⁽注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

③ 貯蔵品

区分	金額(千円)
貯蔵品 営業用タブレット端末	22, 907
貯蔵品 その他	4,723
合計	27, 631

④ 関係会社株式 相手先別内訳

区分及び銘柄	金額(千円)
株式	
auフィナンシャルパートナー株式会社	200, 000
슴計	200, 000

⑤ 敷金及び保証金

区分	金額(千円)
本社事務所	80, 056
吉祥寺店	21,600
コレド日本橋店	13, 728
その他	208, 878
合計	324, 263

⑥ 買掛金

相手先	金額(千円)
外交員	1, 168, 485
その他	195, 769
合計	1, 364, 255

⑦ 1年内返済予定の長期借入金

区分	金額(千円)
株式会社りそな銀行	117, 636
合計	117, 636

⑧ 未払金

相手先	金額(千円)		
消費税	199, 177		
その他	480, 773		
合計	679, 951		

⑨ 未払法人税等

区分	金額(千円)		
法人税	432, 518		
事業税	189, 100		
住民税	42, 724		
合計	664, 343		

⑩ 長期借入金

区分	金額(千円)		
株式会社りそな銀行	1, 529, 444		
合計	1, 529, 444		

(3) 【その他】

訴訟について

当社は、現在2件(合計請求金額47,221千円)の訴訟を抱えております。うち1件(請求金額4,276千円)は当社の提携先企業と締結した業務提携契約書の解釈に関する双方の認識相違から発生した罰則金請求にかかわる訴訟であります。契約書の解釈に基づく主張のため、この主張が認められた場合には一定程度の和解金の支払いが発生する可能性が有ると考えております。

うち1件(請求金額42,944千円)の訴訟は元従業員(営業社員)が投資商品を介して損害を与えた顧客から提起された訴訟でありますが、当社の商号等を利用して勧誘行為をした事実が認められる可能性は低いと考えております。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年12月1日から 翌年11月30日まで
定時株主総会	毎年2月
基準日	毎年11月30日
株券の種類	_
剰余金の配当の基準日	毎年11月30日、毎年5月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注)1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	_
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店(注)1
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をする ことができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://fpp.jp/ir/public_notice/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注) 1 当社株式は、東京証券取引所グロース市場への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項 に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
 - 2 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。
 - (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当を受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

- 1 【提出会社の親会社等の情報】 当社には、親会社等はありません。
- 2 【その他の参考情報】 該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第三部 【特別情報】

第1 【連動子会社の最近の財務諸表】

当社は連動子会社を有しておりませんので、該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

当該事項はありません。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権		
発行年月日	2020年10月2日		
種類	新株予約権の付与(ストック・オプション)		
発行数	700,000株		
発行価格	1 株につき410円		
資本組入額	205円		
発行価額の総額	287, 000, 000円		
資本組入額の総額	143, 500, 000円		
発行方法	2020年9月29日開催の臨時株 主総会において、会社法第236条、第238条の規定に基づ く新株予約権の付与に関する決議を行っております。		
保有期間等に関する確約	_		

- (注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」 という。)の定める規則は、以下のとおりであります。
 - (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第270条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集新株予約権(会社法第238条第1項に規定する募集新株予約権をいい、同施行規則第272条に規定する新株予約権を除く。)の割当て(募集新株予約権の割当てと同様の効果を有すると認められる自己新株予約権(同施行規則第272条に規定する新株予約権を除く。)の割当てを含む。以下同じ。)を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集新株予約権(行使等により取得する株式等を含む。)の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 当社が、前項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (3) 当社の場合、上場申請日直前事業年度の末日は、2021年11月30日であります。
 - 2. 同取引所の定める同施行規則第270条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた募集新株予約権(以下「割当新株予約権」という。)を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6か月間を経過する日(当該日において割当新株予約権の割当日以後1年間を経過していない場合には、割当新株予約権の割当日以後1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。
 - 3. 株式の発行価額及び行使に際して払込をなすべき金額は、DCF法(ディスカウンテッド・キャッシュフロー法)、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
 - 4. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権			
行使時の払込金額	1株につき 400円			
行使期間	2020年10月2日から 2032年10月1日まで			
行使の条件	第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況に記載の通りです。			
新株予約権の譲渡に関す る事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。			

2 【取得者の概況】

新株予約権

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
小川 実	東京都世田谷区	税理士	700, 000	287, 000, 000 (410)	(注)

⁽注) 新株予約権信託の受託者として付与しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式 を除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
合同会社FPコンサルティング (注) 1、3	東京都文京区本郷 1-35-12-702	5, 000, 000	46. 73
黒木 勉(注)1、2	東京都文京区	4, 500, 000	42. 06
小川 実(信託口) (注) 5	東京都世田谷区	700, 000 (700, 000)	6. 54 (6. 54)
黒木 真澄(注)1、4	東京都千代田区	500, 000	4. 67
≅ +	_	10, 700, 000 (700, 000)	100. 00 (6. 54)

- (注) 1. 特別利害関係者等(大株主上位10位)
 - 2. 特別利害関係者等(当社の代表取締役社長)
 - 3. 特別利害関係者等(役員により議決権の過半数を所有されている会社)
 - 4. 特別利害関係者等(当社の代表取締役社長の配偶者)
 - 5. 新株予約権信託の受託者として付与しております。
 - 6. () 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。
 - 7. 株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

2022年8月12日

株式会社 F P パートナー 取締役会 御中

PwC京都監査法人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士業務執行社員

岩崎亮一田村仁

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準ずる監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社FPパートナーの2019年12月1日から2020年11月30日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社FPパートナーの2020年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる 十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク 評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部 統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を 行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人 の 監 査 報 告 書

2022年8月12日

株式会社FPパートナー 取締役会御中

PwC京都監査法人

東京事務所

指定社員公認会計士 岩埼 亮一 指定社員公認会計士 11 下丁 /二

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法 第193条の2第1項の規定に準ずる監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社FPパートナー の2020年12月1日から2021年11月30日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計 算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表につい て監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、 株式会社FPパートナーの2021年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及 びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準に おける当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国に おける職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果 たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正 に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するた めに経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどう かを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示 する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することに ある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表 示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明 することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利 用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門 家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる 十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク 評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部 統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を 行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年8月12日

株式会社 F P パートナー 取締役会 御中

PwC京都監査法人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士業務執行社員

岩崎亮一

指 定 社 員 公認会計士業務執行社員

{ 公認会計士 1 日 7 千 / 二

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社FPパートナーの2021年12月1日から2022年11月30日までの第13期事業年度の第2四半期会計期間(2022年3月1日から2022年5月31日まで)及び第2四半期累計期間(2021年12月1日から2022年5月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社FPパートナーの2022年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続 企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から 四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程

を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期 レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に 準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成 基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期 財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していない と信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の 重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上